

第3章 自殺対策の方向性

枚方市では、令和4年10月に閣議決定された国の自殺総合対策大綱を踏まえ、次のような基本理念のもとに、自殺対策関連施策を総合的・計画的に実施していきます。

基本理念

誰もが自殺に追い込まれることなく、安心して生きることができるよう、社会全体で生きることの包括的な支援を行い、市民一人ひとりが心身ともに健やかに暮らせる「ひらかた」を目指します。

【自殺対策の方向性】

- 1 生きることの包括的な支援として推進する
- 2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- 3 対応の段階に応じて対策を効果的に連動させる
- 4 実践と啓発を両輪として推進する
- 5 国、地方自治体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連帯・協働を推進する
- 6 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する

1 生きることの包括的な支援として推進する

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識のもと、生活問題、健康問題、家庭問題などの「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で、生きることの包括的な支援として推進する必要があります。

2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化などさまざまな要因とその人の物事のとらえ方、家族の状況、死生観などが複雑に関係しており、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。また、このような包括的な取り組みを実施するためには、さまざまな分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

3 対応の段階に応じて対策を効果的に連動させる

自殺対策に係る個別の施策については、「事前対応」「危機対応」「事後対応」の段階ごとに効果的な施策を講じる必要があります。

1) 「事前対応」

心身の健康の保持増進についての取り組み、自殺や精神疾患等についての正しい知識の普及啓発など、自殺の危険性が低い段階で対応を行う必要があります。

さらに、その前段階の取り組みとして、学校において、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育（SOS の出し方に関する教育）などを推進していく必要があります。

2) 「危機対応」

現に起こりつつある自殺発生の危険に介入し、自殺に至らないよう対応を行う必要があります。

3) 「事後対応」

不幸にして自殺や自殺未遂が生じてしまった場合に、家族や職場の同僚等に与える影響を最小限とし、新たな自殺を発生させない取り組みを行う必要があります。

4 実践と啓発を両輪として推進する

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが市民の共通認識となるように、引き続き積極的に普及啓発を行う必要があります。

また、死にたいと考えている人も、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、不眠、原因不明の体調不良など自殺の危険を示すサインを発していることが多いとされています。身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、協力を得ながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいく必要があります。

5 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

我が国の自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して、国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの

主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

具体的には、国には「自殺対策を総合的に策定し、実施する」責務があり、地方公共団体には「地域の状況に応じた施策を策定し、実施する」責務があります。また、関係団体や民間団体・企業には、それぞれの活動内容の特性等に応じて「積極的に自殺対策に参画する」ことが求められ、国民にも「自殺が社会全体の問題であり我がことであることを認識し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、主体的に自殺対策に取り組む」ことが期待されます。

また、地域においては、地方公共団体、民間団体の相談窓口及び相談者の抱える課題に対応する制度や事業を担う支援機関（地域自殺対策推進センター、精神保健福祉センター、保健所等）とのネットワーク化を推進し、当該ネットワークを活用した必要な情報の共有が可能となる地域プラットフォームづくりが重要となります。

6 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する ※自殺総合対策大綱より

自殺対策基本法第9条において、「自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない」と定められています。自殺対策に関わるものは、このことを改めて認識して自殺対策に取り組んでいく必要があります。

第4章 第2期計画の基本的な考え方

施策体系

基本施策

1. 地域におけるネットワーク・連携の推進
2. 自殺対策を支える人材の育成
3. 生きることの促進要因への支援
4. 住民への啓発と周知

重点施策

1. 中高年者への支援
2. 子ども・若者への支援
3. 経済問題に関わる取り組み
4. 勤務問題に関わる取り組み

1 第2期計画の特徴

基本施策とは、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取り組みを指します。本市においては、「地域におけるネットワーク・連携の推進」、「自殺対策を支える人材の育成」「生きることの促進要因への支援」「住民への啓発と周知」、そして第2期計画において新設した「女性への支援」の5つの施策について、それぞれを連動させて総合的に推進します。

今回新設した「女性への支援」については、枚方市における女性の自殺死亡率は低いものの、新型コロナウイルス感染症拡大により顕在化した課題を把握し、妊産婦や困難な問題を抱える女性への適切な支援を行うことにより、自殺防止につながることを目標としています。

また、重点施策とは、本市が抱える特有の課題に対応するために必要な施策を指します。本市の自殺死亡率を年代別にみると、男性は80歳以上、女性は70歳代がもっとも高く、次いで男性は20歳代、女性は50歳代となっています。特に30歳代女性と70歳代女性は全国の自殺死亡率より高くなっています。

市民意識調査では「自ら命を絶ちたい」と考えたことのある人のうち、1年以内に考えた人は、年代別では80歳以上、70歳代、50歳代が多く、職業別では「無職（仕事をしたいが、現在は求職していない）」、「勤めている（派遣・パート・アルバイト）」、「学生」、「勤めている（常勤：管理職・会社団体等の役員）」となっています。

また、「地域自殺実態プロファイル（いのち支える自殺対策推進センター作成）」の結果において、「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」に関わる自殺に対する取り組みが推奨されていることから、「中高年者への支援」「子ども・若者への支援」「経済問題に関わる取り組み」「勤務問題に関わる取り組み」を本市における重点施策として位置づけ、対策を推進していきます。

2 基本施策

基本施策1 地域におけるネットワーク・連携の推進


○自殺対策ネットワーク会議の開催

本市の自殺対策について、庁内外の各分野（医療・福祉・労働・教育・司法など）の関係機関で構成された「枚方市自殺対策ネットワーク会議」を定期的を開催すると同時に、構成員の理解を深めるための研修を実施します。また、自殺対策に関する現状を共有の上、課題を検討し、連携・協力しながら、さらなる自殺対策を推進します。

○地域に展開されているさまざまなネットワークとの連携

自殺対策に関するネットワークだけでなく、広く地域に展開されているネットワークや、自殺の要因となり得る分野のネットワークとの連携を行える体制を整備します。

取り組みの指標

| 指標 | 現状値 | 令和10年度目標 | 推進方向 |
|---------------------------------|----------------|-------------------------------|---|
| 自殺対策ネットワーク会議の充実 ※ (保健医療課) | 令和4年度 年2回開催 | 継続実施 構成員に対し、 研修を実施(年1回) |  |

※自殺対策ネットワーク会議（構成機関）

一般社団法人枚方市医師会、一般社団法人枚方市病院協会、一般社団法人枚方市薬剤師会、大阪府交野警察署、大阪府枚方警察署、大阪弁護士会、関西医科大学附属病院、北大阪商工会議所、社会福祉法人枚方市社会福祉協議会、地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪精神医療センター、枚方公共職業安定所、枚方市内高等学校等連絡会、枚方市民生委員児童委員協議会、枚方地区人権擁護委員会、枚方寝屋川消防組合（以上、五十音順）、及び庁内関係課

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

○市職員・教職員・関係機関や市民等向けのゲートキーパー養成研修の実施

自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進していく上での基礎となります。市職員や教職員、関係機関、市民を対象とするゲートキーパー養成研修を実施します。

○心のサポーター養成研修の実施

メンタルヘルスファーストエイド（こころの応急処置）の考えを参考としてつくられた、こころの不調の早期発見やサポートに役立つ知識・方法を習得した「心のサポーター」を養成するための「心のサポーター養成研修」（令和5年度から表記変更：「こころ」→「心」）を実施します。

また、心のサポーター養成研修を受講することで、自殺対策従事者自身のセルフケアの一助となると考えられます。

取り組みの指標

| 指標 | 現状値 | 令和10年度目標 | 推進方向 |
|---|---------------------------------|----------|------|
| 庁内において実施するゲートキーパー養成研修の庁内参加率 (保健医療課) | 令和元年度 89.9% (以降コロナ禍のため実施できず) | 100% | ↗ |
| 庁外において実施するゲートキーパー養成研修における理解度 受講後に「理解できた」と回答した割合 (保健医療課) | 令和元年度 98.8% 【参考値：庁内】 | 85% | ↗ |
| 心のサポーター養成研修*を受講した人数 (保健医療課) | 令和4年度 37人 | 500人 | ↗ |

※令和4年度実施時の名称は「こころのサポーター養成研修」

ゲートキーパーとは

『命の門番（＝ゲートキーパー）』と位置づけられる人のことで、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応をとることができる人のことです。特別な資格はありません。行政や関係機関等の窓口、家族や同僚、友達など、さまざまな立場からその役割を期待されます。

ゲートキーパーの役割

- 「気づく」：まわりの人のいつもと違う変化に気づき、声をかける
- 「傾聴」：本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける
- 「つなぐ」：必要があれば早めに専門家に相談するよう促す
- 「見守り」：つないだあとも、温かく見守る

基本施策3 生きることの促進要因への支援

○警察や医療機関との連携による自殺未遂者への支援

自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐための支援を行うことを目的として実施している「自殺未遂者相談支援事業」を引き続き行います。この事業は、枚方市内に居住し、警察署で自殺未遂事案として取扱いを受けた場合で、対象者やその家族に相談の希望があり、警察署から情報提供されることについて同意があるときに、対象者または家族への相談支援を行うものです。また、医療機関などからの、自殺未遂者に関する相談や連絡についても支援を行います。

支援を行うにあたっては、背景にある問題の把握を行い、必要に応じてその解決に必要な相談窓口や関係機関の専門相談へつなぎます。また、保健所が支援を行う場合は、対象者の状態や能力等に応じて、医療機関への連絡や受診同行など必要な支援を行い、危機的な状況からの早急な改善を行います。

○遺された人への支援、自死遺族の方々への支援

自殺対策に関わるにあたっては、自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮して取り組む必要があることを念頭に置きながら、さまざまな機会を通じ、自死や自死遺族の方々への正しい理解を促進するための啓発活動に取り組みます。

また、大切な人を亡くされた家族や周囲の人々の心情に配慮し、つらく苦しい気持ちを分かち合う場として、自死遺族わかちあいの会「ふきのとうの会」の案内や、相談窓口等の情報提供を行います。

さらに、「ふきのとうの会」をはじめ、遺族と接する機会の多い関係機関と連携して、遺族のプライバシーに配慮しつつ、必要なケアにつなげます。

自死遺族支援の目指すものとは

総合的な視点に立って、自殺に対する偏見をなくし、心理面・生活面などにおいて必要な支援を行うこと

自死遺族支援の対象は

自殺によって影響を受ける可能性のあるすべての人（親族だけでなく、職場の同僚、学校の友人、婚約者や内縁関係の人、親しい友人等を含みます。）




（自殺総合対策推進センター『自死遺族等を支えるために～総合的支援の手引き』（2018）より）

○自殺リスクを抱える可能性のある人への支援

社会が多様化する中で、地域生活の現場で起きる問題は複雑化しています。また、日々の生活でぶつかるさまざまな問題を一人ですぐに解決することは難しくなっています。このような中で、あらゆる相談窓口で自殺リスクを抱える問題についての相談が行われる可能性があることから、各窓口においてキャッチした自殺リスクを抱える可能性のある人や世帯に対する支援の実施と、適切な支援を行うための包括的な相談支援体制を確立します。

また、さまざまな悩みを抱えた性的マイノリティの方々からの相談に応じることができ
 るように相談窓口の周知に努めます。

取り組みの指標

| 指標 | 現状値 | 令和10年度目標 | 推進方向 |
|---|---------------------------|------------------|---|
| 悩みを抱えたときやストレスを感じたとき、 支援を求めることにためらいを感じる人の割合 (保健医療課：市民意識調査) | 令和4年度 37.1% | 30%以下 |  |
| 相談希望者が支援を受け、6か月以内に 危機的な状況を脱し、支援終了に至る割合 (保健医療課：自殺未遂者支援事業) | 令和4年度 90.2% | 95%以上 |  |
| 電話相談事業（①ひらかたいのちのホットライン、 ②こころの健康相談統一ダイヤル）を知っている人 の割合 (保健医療課：市民意識調査) | 令和4年度 ①53.9% ②65.7% | ①60%以上 ②70%以上 |  |

ふきのとうの会 ～自死遺族わかちあいの会～

ふきのとうの会代表

私の息子は2005年の秋に亡くなりました。2007年の5月から月に1回、「自死遺族わかちあいの会」を開催しています。2020年に新型コロナウイルス感染症が流行し始めてから、クラスター発生の不安などもあったのですが、自分の子どもを亡くしたときの苦しさを思うと、わかち合いの場は必要だと感じ、会場が使用できない場合を除いて、できるだけ換気などに気を遣いながら開催いたしました。

毎回15名から20名の方が参加されています。2022年11月には、自死遺族の交流を主としたフォーラムを開催し、40名ほどの参加がありました。

日頃感じているのは、自死遺族に対する偏見、差別についてです。遺族自身が、家族を亡くす前に、自死に対して感じていた偏見を持っています。そのため、自分が自死遺族となったときに、社会の偏見や差別を、自らが持っている偏見や差別とともに受け取ってしまいます。偏見については、家族や親族からも「自死したことを黙っている」と言われ、職場でも言えません。ご夫婦の場合であれば、相手方の親族から責められ、葬式に出たりすることや、お墓参りに行くこともさせてもらえず、自殺未遂をした人もいました。

声を上げにくい立場にある「自死」や「自死遺族」の声を届けていきたいです。自死について、世間は自ら選んだ死、という見方をしがちですが、そうではなく、一生懸命がんばったけれど、力尽きて死んだのだ、と私は思っています。そういう社会通念を変えるためにも、自死やこころの疾患に関する社会の理解や認識を深める啓発活動が進んでほしいと思っています。

職場や学校で自死遺族の心のケアをもっと充実させてほしいと思っています。職場では家族の死を語れない方々がほとんどで、学校でも親やきょうだいの死を語れない方がまだまだ多いです。学校などでは、からかわれるような、心無い言葉を投げかけられたりすることも多く聞きます。また、学校に行けなくなったり、その後の社会生活がうまくいかなくなる自死遺族もおられます。心のケアに携わる方たちには、自死遺族に特化した心情があることをもっと理解し、勉強し、経験していただきたいと思っています。

また、「自死」という言葉が衝撃的であるため、自死された方のそれまでの人生を、家族や周囲の人が語らなくなってしまうことも少なくありません。自死された方々がそれまで歩んでこられた人生を大切にするためにも、自死された方の尊厳を回復することができるような啓発が進んでほしいと思っています。

ひらかた いのちのホットライン

ひらかたいのちのホットライン代表

自殺予防電話「ひらかた いのちのホットライン」は、2009年に始まりました。

当初は毎週火曜日の午後1時から8時までだけでしたが、2012年からは毎週月・水・金曜日の午後1時から8時まで活動しています。

昨年度（令和4年度）「ひらかた いのちのホットライン」には1,084件の電話相談が寄せられ、また、今年度は8月の1か月で100件を超える電話相談が寄せられています。相談として多いのは「生きづらさ」「非常に深い孤独感」「独り暮らしによる孤独」「家族が居ても感じる孤独」などが挙げられます。

「ひらかた いのちのホットライン」へ寄せられる電話相談では、自殺未遂を図ったことがある方からの電話を受けることも少なくありません。「リストカットをした」「素手でガラスを割って何十針も縫った」「飛び降りを図った」など、具体的な方法を幾度となくお聞きしてきました。そのような中で、相談員が相談者と約束を交わすことがあります。それは「自殺未遂につながってしまうような道具類を目につかない場所においてほしい」という約束です。後日、相談者から「約束を守っています」とお聞きすることがあり、そのたびに約束を交わすことは、一定の信頼感を育み、自殺企図に走ろうとする衝動に対する予防的な働きかけとなっているのでは、と感じています。

相談者の多くが、「私には電話をかけるところがないんです」と訴えられます。また、「ここが最期の受け皿なんです」と言われる方もおられます。「ひらかた いのちのホットライン」は、相談者に寄り添うことで、信頼関係が培われていると感じており、そして、必ずしも問題解決を求めないことで、相談者と聴き手の双方で思いが重なり合う部分があるのではないかと感じたりもします。

1か月ほど前、第一声で「半年前に家族を亡くしました」とおっしゃる電話を受けました。家族を亡くされて半年経ち、どうしようもできない気持ちでかけてこられたとのことでした。つらい気持ちをお聞きすることで、社会とのつながりの一端を担うことができたと感じています。

引き続き、今後も「ひらかた いのちのホットライン」を必要とされる方々に私たちの活動を広く知っていただき、ご利用いただければと願っています。

眠れない、もう頑張れない、
生きることがつらい……

いろいろな悩みや、誰にも言えない
気持ちを安心して話せる場です。
あなたの気持ちを話してみませんか？
ひらかた いのちのホットライン



名前を名乗る必要はありません。
秘密は厳守します。
TEL 072-861-1234

基本施策4 住民への啓発と周知

○相談窓口の周知

相談に対するハードルを下げ、相談をしやすくすることを目的として、庁内・庁外のさまざまな分野の相談窓口をまとめたリーフレット「いのちを支える相談窓口」を関係機関等に配布・設置し、相談窓口の周知を図ります。また、適宜改訂を行っていきます。

○自殺予防週間（9月10日～16日）、自殺対策強化月間（3月）における取り組み

自殺予防週間や自殺対策強化月間にあわせて、さまざまな媒体を活用して啓発キャンペーンを実施し、自殺予防についての啓発を強化します。

○市民向け講演会での啓発

自殺対策に関連する講演会を実施し、正しい知識の普及や情報発信を行います。また、実施方法については、さまざまな人が情報を得ることができるよう、動画配信などさまざまなツールを活用します。

○広報ひらかた等の活用

自殺予防週間や自殺対策強化月間にあわせて、「広報ひらかた」や市のホームページ、公式LINE、SNSなどで、自殺対策関連の情報の掲載や案内を行うことにより、自殺対策施策の市民への周知と啓発を図ります。

取り組みの指標

| 指標 | 現状値 | 令和10年度目標 | 推進方向 |
|--|----------------|---------------|------|
| 「ゲートキーパー」という言葉を知っている人の割合 (保健医療課：市民意識調査) | 令和4年度 11.0% | 30%以上 (継続) | ↗ |
| 「こころの体温計（モバイルによるメンタルチェック）」を知っている人の割合 (保健医療課：市民意識調査) | 令和4年度 6.7% | 30%以上 (継続) | ↗ |

「自殺予防週間」「自殺対策強化月間」について

自殺対策基本法第7条に規定されています。

9月10日の世界自殺予防デーにちなんで、毎年、9月10日から9月16日は「自殺予防週間」とされています。また、例年、月別自殺者数の最も多い3月は「自殺対策強化月間」とされています。どちらも全国でさまざまな啓発活動や相談支援活動が集中的に実施されています。

基本施策5 女性への支援**○妊産婦への支援の充実**

すべての妊婦が安全・安心に出産し、子育て期を迎えられることを目的に、保健師などの専門職が妊娠届出時に全数面接を行い、あわせて、妊娠期の心身の変化についてや、専門相談窓口等、妊娠から産後までに係るさまざまな情報提供を行います。

また、身体的・精神的な悩みや不安などを抱えている妊婦に対しては地区担当保健師が寄り添い、関係機関と連携しながら適宜受診や相談窓口につなぐ等の支援を行います。妊娠7か月頃には妊婦全員に心身の様子等を伺うアンケートを送付し、必要に応じて相談対応等の支援を行うとともに、産後うつに関するチラシを同封し、正しい知識の普及啓発を図ります。

入院や遠方への里帰りなどで外出や対面が困難な状況でも面接が行えるよう、オンラインでの面接も行います。

○出産後間もない時期の産婦への支援の充実

産後うつの予防を図る観点から、産婦健康診査や産婦訪問を通じて心身の健康状態を確認し、あるいは産科医療機関などから情報提供を受け、支援が必要な場合は、速やかに医療機関や訪問した助産師と連携を図り、産後ケア事業や養育支援訪問などにつなげるなど支援を行います。

また、産前・産後の妊産婦支援に係る施策の充実・強化を目的に、産後ケア事業の委託先産科医療機関・助産所及び市内産科医療機関などの関係団体と連絡会を開催します。

○女性の多様な相談ニーズに対応できる相談体制の整備

根強く残る固定的な性別役割分担意識や、深刻化する配偶者などからの暴力の問題、健康問題、就労問題など、女性はさまざまな悩みや困りごとを抱えています。こうした女性特有の悩みや困りごとを解消するため、枚方市配偶者暴力相談支援センター（ひらかたDV相談室）や女性のための各種相談事業（電話・面接・法律）において、本人に寄り添った相談対応を行うとともに、関係機関と連携し、必要な支援につなげます。

※枚方市配偶者暴力相談支援センターでは男性被害者からの相談も受け付けています。

○適切な相談窓口の周知と男女共同参画社会の実現に向けた啓発

さまざまな困難課題を抱える女性に必要な支援が十分に行き渡ることを目的として、相談窓口の周知を図るとともに、性別にかかわらず、個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画週間事業（講演会）や各種講座、映画上映会などを実施し、多くの方への啓発を図ります。

取り組みの指標

| 指標 | 現状値 | 令和10年度目標 | 推進方向 |
|--|-------------------------------|----------|------|
| 「産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師などからの指導・ケアは十分に受けることができた」と感じる人の割合 (母子保健課) | 令和4年度 89.8% | 97% | ↗ |
| 枚方市配偶者暴力相談支援センター 「ひらかたDV相談室」という言葉を「見たり聞いたりしたことがある」人の割合 (人権政策室) | 令和元年度 女性 28.9% 男性 17.5% | 50% | ↗ |

3 重点施策

重点施策Ⅰ 中高年者への支援

現状

- ・地域自殺実態プロファイルによると、本市の平成29年(2017年)～令和3年(2021年)の5年間の自殺者において、上位5区分すべてが40歳代以上となっています。
- ・女性では、30歳代と70歳代の自殺死亡率が全国よりも高くなっています。女性の40歳代～60歳代は全国よりは低くなっていますが、大きな差はありません。
- ・市民意識調査では、「最近1年以内に自ら命を絶ちたいと考えたことがある」人のうち、50歳代が32.9%、70歳代が33.3%、80歳以上が35.3%と上位を占めています。
- ・「自ら命を絶ちたい」と思ったときの対処として、「何もしなかった」と回答した人のうち、70歳代・80歳以上の割合が高くなっています。
- ・「自ら命を絶ちたい」と思ったきっかけは、中年層は「家庭問題」「経済・生活問題」が多く、高齢層は「家庭問題」「健康問題」「人間関係」が多くなっています。
- ・自殺対策で大切だと思うこととして、「相談体制の充実と、支援策や相談窓口情報のわかりやすい発信」が最も多く、「高齢者の孤立を防ぐ対策」が2番目に多くなっています。

課題

中高年者が悩みやストレス、健康不安などを抱えたときに相談できる体制づくりや高齢者が地域で安心して生活が送れるような支援が必要です。

取り組みの方向

○多様な相談に対する包括的な支援のための連携の推進

悩みやストレスを感じたときに、一人で抱え込まず気軽に相談できる体制づくりを継続して行います。子育てやDV、介護、親子問題、夫婦問題などの家庭問題や、それらを原因とした中高年者が抱えがちな心身の健康問題について、相談を希望される方のニーズの把握及びニーズに沿った課題解決を目標として、地域包括支援センターなどの関係機関や庁内関係部署と連携を図ります。

○中高年者が抱える健康不安などに対する支援

医療機関などと連携しながら、自分の心身の不調に早期に気づき、相談へとつながること、また、周囲の人々や支援者の気づきの力を高めることを目標として、啓発及び相談窓口の周知を図ります。

また、健康、医療、福祉の専門的知識を持つ者による総合的な支援や健康相談などを実施し、市民の健康づくりの取り組みを支援します。

○地域における高齢者や介護者に対する支援

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、高齢者や高齢者を支える家族などの介護者への支援を行います。

○社会参加の強化と孤独・孤立の予防

高齢世帯や高齢単独世帯が増加している中、高齢者の社会参加の促進が重要となるため、地域づくり、元気づくり、仲間づくり、介護予防を目的とした取り組みを推進します。

○情報発信の工夫と推進

退職による役割の喪失や近親者の介護疲れ、配偶者との離別・死別などにより孤立・孤独のリスクを抱える高齢者やその家族への支援につながるよう、ホームページや SNS での情報発信に努めます。

取り組みの指標

| 指標 | 現状値 | 令和10年度目標 | 推進方向 |
|---------------------------------|--|----------|--------|
| 「ひらかた健康ほっとライン24」の利用 (保健医療課) | 中高年(40歳以上) の利用数 令和4年度 18,985件 | 継続実施 |▶ |
| 地域包括支援センターにおける相談 (健康福祉総合相談課) | 令和4年度 31,977件 | 継続実施 |▶ |

重点施策2 子ども・若者への支援

現状

- ・枚方市の年代別死亡原因では、10歳代・20歳代の1位が自殺となっています。
- ・市民意識調査で「これまでの人生のなかで、自ら命を絶ちたいと考えたことがある」と回答したのは18歳・19歳・20歳代で43.0%、30歳代で35.6%となっています。また「最近1年以内に、自ら命を絶ちたいと考えたことがある」と回答したのは、18歳・19歳・20歳代で28.3%、30歳代で30.8%となっています。
- ・「自ら命を絶ちたい」と思ったきっかけは、若年層は「人間関係」「家庭問題」「経済・生活問題」「勤務問題」が多くなっています。
- ・自分自身の「うつ病のサイン」に気づいたとき、「何も利用しない」が18歳・19歳・20歳代では25.2%となっており、そのうち55.6%が「どれを利用したらよいかわからない」と答えています。その次に「精神的な悩みを話すことに抵抗がある」「根本的な問題の解決にはならないから」と答えている人が多くなっています。
- ・自殺対策で大切だと思うこととして、「子ども・若者の自殺対策のさらなる推進」が45.7%となっています。

課題

子ども・若者が自殺対策について学ぶ機会や若者が悩みを抱えているときに相談できる体制づくりが必要です。

取り組みの方向

○子ども・若者のSOSの出し方教育に関する研修の推進

子ども・若者が悩みを抱えているときに、安心して悩みを打ち明けられるように、子ども・若者に接する人に対し、SOSの出し方教育に関する研修を進めます。

○若者が抱えやすい課題に着目した生徒・学生などへの支援の充実

いじめや周囲との人間関係、デートDV、性的マイノリティ、進路、家庭内での悩み、経済的困難など若者が抱える悩みは多種多様です。地域の関係機関や学校関係者などへ相談できる体制を整えます。

○社会全体で若者の自殺のリスクを減らす取り組み

社会全体で若者の自殺のリスクを低減させるため、青少年育成指導員や民生委員・児童委員など地域の住民や関係機関が連携し、適切な支援につなげられるよう取り組みます。また、若者が悩みを抱えているときに、適切な相談窓口につながるよう、相談窓口の周知を行います。

取り組みの指標

| 指標 | 現状値 | 令和10年度目標 | 推進方向 |
|--|---|----------|--------|
| 子ども・若者に接する人に対するSOS の出し方教育に関する研修の実施 (教育委員会・保健医療課) | ※ | 継続実施 |▶ |
| 「こころの体温計」の利用 (保健医療課) | 子ども・若者(10歳代・ 20歳代・30歳代)の利用 数 令和4年度 3,825件 | 継続実施 |▶ |

※第1期計画期間においては、SOSの出し方教育に関する研修実施に向けて準備を行っていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、実施に至りませんでした。

重点施策3 経済問題に関わる取り組み

現状

- ・「地域自殺実態プロファイル」によると、本市の平成29年（2017年）～令和3年（2021年）の5年間の自殺者において、上位5区分のうち、4区分が無職者となっています。
- ・本市の自殺原因・動機別自殺者数においては、「経済・生活問題」が2番目に多くなっています。
- ・市民意識調査で、「自ら命を絶ちたい」と思ったきっかけについて、全体では「経済・生活問題」が3番目に多くなっています。
- ・「自ら命を絶ちたい」と思ったとき、どのように対処したかについて、「弁護士や司法書士、公的機関の相談員など、悩みの元となる分野の専門家に相談した」のは全体の5.5%となっています。

課題

生活困窮の状態にある方は複数の課題がある場合も多く、その相談支援については、各支援機関との連携が必要です。

取り組みの方向

○相談支援の充実と周知

さまざまな要因によって生活困窮の状態にある方や生活困窮に至る可能性がある方、現状において支援につながっていない方などに対して、早期にかつ効果的に支援を行えるよう、就労支援実施機関をはじめとした多分野の関係機関による相談支援の充実を図り、各窓口の周知を行います。

○生活支援と自殺対策の連動

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度に基づく取り組みと自殺対策との連携について、さらなる強化を図ります。現状として、本市の生活困窮者からの新規相談受付件数は大幅に増加していることから、引き続き生活に困窮している市民への周知や支援を行います。

生活困窮の状態にある方が抱える課題は自殺リスクにつながる可能性があるため、相談対応時において問題状況を把握し、必要に応じて関係機関につなげるなど、自殺リスクの軽減を図ります。

また、相談者が抱える複合的な課題については、相談者の同意を得た上で関係機関、関係部署と情報共有するとともに、それぞれの役割について協議するなど連携を強化していきます。

取り組みの指標

| 指標 | 現状値 | 令和10年度目標 | 推進方向 |
|-------------------------------|-----------------|----------|--------|
| 生活困窮者からの新規相談受付 (健康福祉総合相談課) | 令和4年度 1,578件 | 継続実施 |▶ |

重点施策4 勤務問題に関わる取り組み

現状

- ・地域自殺実態プロファイルによると、本市の平成29年(2017年)～令和3年(2021年)の5年間の自殺者において、上位5区分のうち、2位が有職者となっています。
- ・市民意識調査によると、「最近1年以内に自ら命を絶ちたい」と思ったきっかけについて、「勤務問題」が全体では29.1%ですが、30歳代では50.0%となっています。
- ・「自ら命を絶ちたい」と思ったとき、どのように対処したかについて、「弁護士や司法書士、公的機関の相談員など、悩みの元となる分野の専門家に相談した」のは全体の5.5%となっています。

課題

勤務問題による自殺リスクの軽減のため、庁内外の関係機関の取り組みが必要です。

取り組みの方向

○勤務問題による自殺リスクを低減するための取り組みの推進


長時間労働、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、職場の人間関係などの勤務問題に端を発する自殺リスク低減をめざし、北大阪労働基準監督署や枚方公共職業安定所などの関係機関と連携し、労働者や経営者への相談支援の機会の充実、相談内容に応じた支援を早期に行うための連携などの取り組みを推進します。

○「働き方改革」の推進に伴う理解の推進と適切な相談先の周知

令和元年に開始となった「働き方改革」の推進を受け、労働時間法制の見直しや雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保が求められ、相談窓口についても多様化しています。

そのため、関係機関などに、労働者や経営者が問題を抱えたときに相談できる窓口をまとめたリーフレットを配布・設置し、相談窓口の周知や勤務問題・メンタルヘルス対策に関する研修などを行います。また、企業が行う社員の健康づくりの支援を行います。

取り組みの指標

| 指標 | 現状値 | 令和10年度目標 | 推進方向 |
|--|-----|----------|---|
| 労働者や経営者が問題を抱えたときの 相談窓口に関する情報提供 (保健医療課) | — | 新規実施 |  |

4 第2期枚方市いのち支える行動計画における指標と目標値

| | 施策 | 取り組み指標 | 現状 | 令和10年度目標 |
|--------------------|--|---|-------------------------------|---------------------------------------|
| 基本 施策 | 1 地域における ネットワーク・連携の推進 | 自殺対策ネットワーク会議の充実 | 年2回開催 ※1 | 継続実施 構成員に対し、研修を実施 (年1回) |
| | | 2 自殺対策を支える 人材の育成 | 庁内にて実施するゲートキーパー養成研修の 参加率 | 令和元年度 89.9% (以降コロナのため実施できず) |
| | ゲートキーパー養成研修における理解度 受講後に「理解できた」と回答した割合 | | 令和元年度 98.8% (庁内のみ) | 85% |
| | 心のサポーター養成研修を受講した人数 | | 令和4年度 37人 | 500人 |
| | 3 生きることの 促進要因への支援 | 悩みを抱えたときやストレスを感じたとき、支 援を求めることのためにためらいを感じる人の割合 | 令和4年度 37.1% | 30%以下 |
| | | 自殺未遂者支援事業 相談希望者が支援を受け、6か月以内に危機的 な状況を脱し、支援終了に至る割合 | 令和4年度実績 90.2% | 95%以上 |
| | 4 住民への啓発と周知 | 「ゲートキーパー」という言葉を知っている人 の割合 | 令和4年度意識調査 11.0% | 30%以上 |
| | | 「こころの体温計（モバイルによるメンタル チェック）」を知っている人の割合 | 令和4年度意識調査 6.7% | 30%以上 |
| | 5 女性への支援 | 「産後、退院してからの1か月程度、助産師や 保健師等からの指導・ケアは十分に受けること ができた」と感じる人の割合 | 令和4年度実績 89.8% | 97% |
| | | 枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかた DV相談室」という言葉を「見たり聞いたりし たことがある」人の割合 | 令和元年度実績 女性28.9% 男性17.5% | 50% |
| 重点 施策 | 1 中高年者への支援 | 「ひらかた健康ほっとライン24」の利用 中高年者（40歳以上）の利用数 | 令和4年度 18,985件 | 継続実施 |
| | | 地域包括支援センターにおける相談 | 令和4年度 31,977件 | 継続実施 |
| | 2 子ども・若者への支援 | 子ども・若者に接する人に対するSOSの出し方 教育の実施 | ※2 | 継続実施 |
| | | 「こころの体温計」の利用 子ども・若者（10歳代、20歳代、30歳代）利 用数 | 令和4年度 3,825件 | 継続実施 |
| 3 経済問題に関わる 取り組み | 生活困窮者からの新規相談受付 | 令和4年度 1,578件 | 継続実施 | |
| 4 勤務問題に関わる 取り組み | 労働者や経営者が問題を抱えたときの相談窓口 情報提供数（各媒体含む） | | 新規実施 | |

※1 自殺対策ネットワーク会議 構成機関

一般社団法人枚方市医師会、一般社団法人枚方市病院協会、一般社団法人枚方市薬剤師会、大阪府交野警察署、大阪府枚方警察署、大阪弁護士会、関西医科大学附属病院、北大阪商工会議所、社会福祉法人枚方市社会福祉協議会、地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪精神医療センター、枚方公共職業安定所、枚方市内高等学校等連絡会、枚方市民生委員児童委員協議会、枚方地区人権擁護委員会、枚方寝屋川消防組合（以上、五十音順）、庁内関係課

※2 第1期計画期間においては、研修実施に向けて準備を行っていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、実施に至りませんでした。

第5章 いのち支える自殺対策における取り組み

(枚方市の生きる支援関連施策一覧)

自殺対策は「生きることの包括的支援」であるとの視点から、既存事業を最大限に生かすため、庁内の関連事業の棚卸し作業を行い、5つの基本施策と4つの重点施策の具体的な取り組みとしてまとめています。

基本施策Ⅰ 地域におけるネットワーク・連携の推進

○自殺予防対策のためのネットワーク会議の開催

| 事業・取り組み | 内容 | 関係課 |
|-----------------|--|--------|
| 自殺対策ネットワーク会議 | 自殺対策を総合的に推進するため、医療、福祉、労働、教育、警察、消防、司法等の関係者で構成される「自殺対策ネットワーク会議」を開催し、庁内外のネットワークの構築をめざす。 | ◇保健医療課 |
| 自殺未遂者支援ネットワーク会議 | 医療機関を受診した未遂者の早期支援を行うため、三次救急医療機関である関西医科大学附属病院と保健所で自殺未遂者に対する支援体制の検討を行う。 | ◇保健医療課 |

○他の事業を通じて地域に展開されているネットワークとの連携

| 事業・取り組み | 内容 | 関係課 |
|----------------------------|--|------------|
| 児童虐待防止部会 (要保護児童対策地域協議会) | 児童虐待防止の取り組みとして、関係機関の連携の維持・強化とネットワーク化を図る。各機関が問題の深刻さや支援の必要性について共通認識を持ち、お互いに連携することで、最善の支援方法を考え、児童虐待の早期発見及び適切な支援に結びつけていく。 | ◇子ども支援課 |
| 枚方市子ども・若者支援地域協議会 | 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を包括的に支援するために枚方市子ども・若者支援地域協議会を設置し、早期に必要な支援につながるよう、関係機関の連携とネットワークの向上をめざす。 | ◇子ども相談課 |
| 高齢者虐待防止ネットワーク | 高齢者虐待について、早期に適切な対応ができる体制整備をめざし、地域包括支援センターと警察署、消防署等の関係機関による高齢者の虐待防止ネットワーク会議を定期的で開催する。 | ◇健康福祉総合相談課 |
| 校区福祉活動推進事業 | 社会福祉協議会と連携し、地域の高齢者、障害者及び子育て中の親子など、支援を必要とする人々が地域の中で孤立することなく安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による支え合い、助け合いを推進し、地域における福祉の啓発と住みよいまちづくりにつながるよう支援する。 | ◇健康福祉政策課 |

| | | |
|---------------------------|---|------------|
| 生活困窮者自立支援制度支援会議 | 健康福祉総合相談課の自立相談支援センターが中心となり、関係機関と生活困窮者に関する情報共有や意見交換などを行い、早期かつ迅速に支援体制の検討を進める。 | ◇健康福祉総合相談課 |
| 枚方市ドメスティック・バイオレンス関係機関連絡会議 | DVの早期発見、相談から安全確保、自立支援まで被害者への切れ目のない支援を行うため、ひらかたDV相談室を中心として、大阪府女性相談センターや警察署などの関係機関及び市内関係部署と被害者支援に関する情報共有、連携強化を図る。(DV:配偶者等からの暴力) | ◇人権政策室 |
| 障害者虐待防止関係機関会議 | 障害者虐待について、地域の関係機関等の連携及び連絡を密にして対応するため、被虐待者の発見からサポートに至るシステムの検討や障害者虐待の実態についての情報共有等を実施し、ネットワークの強化を行う。 | ◇障害支援課 |

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

○市職員・関係機関や市民等向けのゲートキーパー養成研修の実施

| 事業・取り組み | 内容 | 関係課 |
|--------------------|--|------------------------------|
| [市職員向け] 職場外研修事業 | 職員がゲートキーパー研修を受講し、市民に対する気づき役としての視点を持つ。特に窓口対応では、市民のさまざまな生活上の問題や困難な状況を知る可能性が高いことから、職員がつなぎ役として、適切な支援機関情報を知り、支援の連携意識を持つ。 また、職員自身のメンタルヘルスへの気づきを得る機会として、仕事や日常への影響を理解する。自分に合ったストレスの解消法や付き合い方を見つけることにつなげる。 | ◇全課 ◇保健医療課 |
| | 全職員を対象に自身のメンタルヘルスの変化に気づき早期に対策する「セルフケア」を学ぶメンタルヘルス(セルフケア)研修を実施することで、職員自身がメンタルヘルス問題を身近にとらえ、仕事や日常への影響を理解するとともに、自分に合ったストレスの解消法や付き合い方を見つけることにつなげる。 また、新任研修等を実施する際にメンタルヘルスについての内容を盛り込み、より多くの職員がメンタルヘルス問題について理解を深める機会とする。 さらに、所属長を対象にメンタルヘルス(ラインケア)研修を実施することで、職場として職員の変化に気づき、声をかけることで、早期に対応できる体制を整備する。 | ◇人事課(職員に対し各種研修を実施) ◇保健医療課 |

| | | |
|---------------------------|--|------------|
| [関係機関・市民向け] 自殺予防対策事業 | 市民や関係機関職員を対象としたゲートキーパー養成研修を実施し、自殺の危機を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなぎ、見守る「ゲートキーパー」の養成を行う。 | ◇保健医療課 |
| [関係機関・市民向け] 関係機関への取り組み | 介護は当人や家族にとっての負担が少なくなく、時に自殺リスクにつながる場合もある。各サービス利用窓口では、家族や当人が抱えるさまざまな問題を察知する機会にもなる。その意味において、介護事業所等の職員にゲートキーパー養成研修を受講してもらい、気づきの役割としての視点を持ってもらう。同時に相談機関の情報を得てもらうことで適切な支援につなげられるよう努める。 | ◇健康福祉総合相談課 |
| | 職員がまず受講することで職員自身のメンタルヘルスへの気づきを促進するとともに、市民に対する気づき役としての視点を持つ。消防組合員、水防組合員などの関係機関に情報を知ってもらうことで、支援の連携意識を持ってもらえるよう努める。 | ◇危機管理対策推進課 |

基本施策3 生きることの促進要因への支援

○警察や医療機関との連携による自殺未遂者への支援

| 事業・取り組み | 内容 | 関係課 |
|---------|---|--------|
| 自殺未遂者支援 | 警察や医療機関から保健所に連絡のあった自殺未遂者に対し、対象者またはその家族などの相談に早期に対応し、自殺企図の要因に応じた相談先を紹介するなどの支援を行う。 | ◇保健医療課 |

○遺された人への支援、自死遺族などへの支援

| 事業・取り組み | 内容 | 関係課 |
|---------|---|--------|
| 精神保健相談 | 相談のあった自死遺族に対し、こころの健康に関する相談に応じ、関係機関と連携を図り、適切な支援を行う。また、大切な人を自死で失った苦しい気持ちを分かち合う場として、自死遺族わかちあいの会「ふきのとうの会」の案内や悩みの相談窓口などの情報提供を行う。 | ◇保健医療課 |

○自殺リスクを抱える可能性のある人への支援

| 事業・取り組み | 内容 | 関係課 |
|--------------------|--|------------|
| 自殺予防対策事業 | 電話相談事業（ひらかた いのちのホットライン）を実施し、傾聴を主とした相談に応じる。また、電話相談員対象のフォローアップ事業を実施する。 | ◇保健医療課 |
| 母子保健事業 | 産後は育児への不安などから、うつリスクを抱える危険があるため、妊娠・出産直後の早期段階から保健師等が関与し、専門機関と連携しながら必要な助言・指導などを行う。 | ◇母子保健課 |
| 家庭児童相談事業 | すべての子どもの健全な育ちをサポートできるよう、子ども及びその家庭等のさまざまな相談に応じ、常に子どもの最善の利益を考慮し、子どもやその保護者への支援を継続的に提供する。 | ◇子ども相談課 |
| 親支援プログラム | 子育ての知識やスキルを学び、自信を向上させるために、幼児を持つ保護者を対象にグループによる親支援プログラムを実施する。 | ◇子ども相談課 |
| ひきこもり等子ども・若者相談支援事業 | おおむね15歳から39歳のひきこもり、ニート、不登校等、困難を有する子ども・若者やその家族等からの相談を受ける中で、必要に応じて保健所等と連携し、サポートを行っている。その他、居場所支援事業「ひらぼ」や「家族の会」の実施、機関紙「ひらぼう」の発行等も行い、相談窓口の周知を図る。 | ◇子ども相談課 |
| 青少年サポート事業 | 青少年相談として、児童養護施設指導員・臨床心理士等の専門相談員を配置し、おおむね26歳までの若者及び保護者が、ひきこもり、不登校、人間関係等の悩みを気軽に相談できる窓口を月2回開設している。 | ◇子ども青少年政策課 |
| 地域就労支援事業 | 障害者、母子家庭の母親、父子家庭の父親、中高年齢者等、さまざまな就労阻害要因のために就労できない方に対する雇用・就労支援のための相談や就職に結びつくスキルを身につけるための各種講座を実施する。 | ◇商工振興課 |
| 地域包括支援センター総合相談 | 市内13か所の地域包括支援センターにおいて、高齢者や家族等からの相談窓口を設置している。介護保険のサービスやその他の社会資源の利用支援をはじめ、関係機関との連携により、高齢者の生活全般の相談に対応している。相談事業等を行うにあたり、対象者と意識的にコミュニケーションをとり、困難を抱える状況を把握し、早期発見、適切な支援機関につなげる。 | ◇健康福祉総合相談課 |
| 健康・医療に関する電話相談事業 | 健康・医療に関する相談をはじめ、介護や出産・育児、メンタルヘルスに関して、24時間365日対応する電話相談窓口「ひらかた健康ほっとライン24」を設置。医師・保健師・看護師等の専門職が対応。市民がいつでも気軽に健康・医療に関する相談ができる安心感を確保する。 | ◇保健医療課 |

| | | |
|-----------------------------|---|--------------|
| 医療相談 | 電話や面接等で医療に関する相談に応じ、医療の安全と信頼、質の向上につなげ、市民が適切に医療を活用できるよう支援する。 | ◇保健医療課 |
| 健康相談事業 | 心身の健康について個別の相談に応じ、日常生活の健康維持・増進に役立たせることを目的に健康相談を実施する。保健指導や助言を行い、必要時、適切な機関につなぐ。 | ◇健康づくり・介護予防課 |
| 精神保健相談、訪問指導 | こころの健康に関する相談に応じ、関係機関と連携を図り、適切な支援を行う。また、精神科医による相談を実施し、家族や本人、関係機関職員の相談に面接や訪問などにて応じる。 | ◇保健医療課 |
| 生涯学習市民センター活動委員会事業 | 菅原生涯学習市民センター活動委員会主催の「うつ病情報交流会」を実施することで、同じ境遇や悩みのある人同士のつながりを支える。 | ◇文化生涯学習課 |
| 民生委員・児童委員の地域における活動 | 民生委員・児童委員による相談活動や見守り活動を通じて、さまざまな課題を抱える対象者の早期発見と支援に努める。また、必要な関係機関へつなげていく。 | ◇健康福祉政策課 |
| コミュニティソーシャルワーカー配置（多機関協働等）事業 | コミュニティソーシャルワーカーを配置し、高齢者や障害者、ひとり親家庭などの援助を要する方を対象に、見守り・声かけ等のセーフティネットの構築、相談、必要な福祉サービスへのつなぎ等を行う。また、令和4年度より本格実施となった「重層的支援体制整備事業」による各関係課・関係機関との連携体制を活用していく。 | ◇健康福祉政策課 |
| 障害者相談支援センター | 障害者相談支援センターでは、障害のある方やその家族の相談に応じ、福祉サービスの利用相談や、自立生活のサポート等を行っている。また、障害者相談支援センターに併設している地域活動支援センターでは、センターの特性や地域の実情に応じた創作・生産活動、社会との交流の機会を提供している。 | ◇障害企画課 |
| 障害者虐待防止啓発 | 障害者虐待防止センターが総合的な相談窓口となり、迅速かつ適切な対応を実施するとともに、虐待の早期発見や未然防止につながる体制を整備する。 | ◇障害支援課 |
| ひとり親家庭等の福祉に関する業務 | ひとり親家庭等の日常生活を支援するため、家庭生活支援員（ヘルパー）の派遣や、就業に向けた資格取得を支援する自立支援給付金事業、福祉資金の貸付のほか、必要に応じて関係機関と連携しながら、それぞれの家庭に寄り添った支援を行う。 | ◇子ども相談課 |

| | | |
|---------------------------|--|--------|
| 男女共生フロア等における各種相談事業 | 性別を理由とした相談者の悩みを受け止めながら問題を整理し、解決に向かうための自発性や主体性等の力を引き出すとともに、その過程で適切かつ正確な情報提供や機関の紹介を行うため、男女共生フロア・ウィルにおいて、女性のための相談事業（電話・面接・法律）、男性のための面接相談を実施する。また、LGBTをはじめとする性的マイノリティの方の相談に専門の相談員が対応するLGBTQ+電話相談を実施する。（LGBT レズビアン：女性の同性愛者、ゲイ：男性の同性愛者、バイセクシュアル：両性愛者、トランスジェンダー：体の性と心の性の不一致の人の頭文字を取った、性のあり方の少数者の総称） | ◇人権政策室 |
| ドメスティック・バイオレンス被害者支援の充実 | 配偶者やパートナーからの暴力被害者の相談や支援を行う。DV被害から回復するための教育プログラムの開催やDV相談窓口案内カードの配布等により周知に努める。 | ◇人権政策室 |
| 人権ケースワーク事業 | 枚方人権まちづくり協会に委託して、「人権なんでも相談」を実施し、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりに取り組む。 | ◇人権政策室 |
| 市民相談（他の課の所管するものを除く） | 相談担当職員による「生活相談」にて、相続、離婚、家庭問題、近隣問題、金銭貸借等日常生活における困りごとの相談や、それに伴う法律相談等の専門相談員による「専門相談」を実施する。市民のさまざまな相談に応じ、適切な支援につながる体制づくりの一環として、生活相談や法律相談等について、オンライン相談を実施している。 | ◇広聴相談課 |
| 行政相談週間行事「行政と暮らしの一日相談所」の実施 | 行政相談週間において、「行政と暮らしの一日相談所」を開設し、相続や登記、税金、年金など、日常生活で生じるさまざまな悩みごとについて、それぞれ専門の相談担当者が相談に応じる。 | ◇広聴相談課 |
| 公有財産の管理に関する事務 | 低利用の公有財産が自殺発生場所とならないように、ネットフェンスの設置等や巡回等を行うなど、進入防止対策等を進める。 | ◇財産管理課 |
| 「ひらかた・にじいろ宣言」に関連した取り組み | 平成31年3月にLGBT等の性的マイノリティの方を積極的に支援することを市が表明した「ひらかた・にじいろ宣言」を行った。平成31年4月1日からはパートナーシップ宣誓制度とLGBTQ+電話相談窓口の運用を開始。同年7月より当事者や支援者が集い、交流や情報交換を行う場としてコミュニティスペースの運用を実施する。 | ◇人権政策室 |
| 性的マイノリティの方に対する理解促進 | 毎年度、新任課長及び新入職員を対象にLGBT等の性的マイノリティの方に対する理解促進と、職場内や市民に対しての適切な対応を学ぶために研修を実施する。 | ◇人権政策室 |

基本施策4 住民への啓発と周知

○相談窓口の周知

| 事業・取り組み | 内容 | 関係課 |
|-----------------------|---|---------------------------------|
| 啓発グッズ作製・配布 | 各種相談窓口の情報を掲載した冊子や啓発グッズを作製し、関係機関・団体や市民に配布することにより、広く市民への情報提供と啓発を行う。 | ◇保健医療課 |
| ポスター掲示や、窓口でのリーフレット配架等 | 「生きることの包括的な支援」や相談機関等に関するポスターの掲示、相談リーフレットを配架する取り組みにより、住民に対する啓発の機会をつくる。 | ◇ポスター掲示及びリーフレット配架等実施課 ◇保健医療課 |
| 窓口での情報提供 | 来庁者はさまざまな事情から経済的な困難を抱えている場合があり、状況に応じて関連部署と連携し、多重債務相談、自立支援、DV被害支援等に関する窓口等の情報提供を実施する。 | ◇国民健康保険課 |
| | 相談者はさまざまな事情を抱えている場合も多く、状況に応じて関連各部署への連携や、相談や支援が可能な窓口等の情報提供を実施する。 | ◇学校支援課 |
| イベント時の啓発 | 大学の学園祭等の行事の際、エイズキャンペーン等の啓発とともに、自殺対策に関する正しい情報を普及する。 | ◇保健予防課 |
| | 清掃工場での環境フェスタ・ごみ減量フェア等で相談先の情報を掲載したリーフレットを配ることで、住民に対する啓発の機会をつくる。 | ◇ごみ減量推進課 |
| | 自殺対策に関連する講座等を開催する際には、相談機関を掲載したパンフレットを配布し、自殺対策として児童・生徒の見守りの視点の大切さを周知する。 | ◇児童生徒支援課 |
| | 枚方まつりなどの開催時に相談機関等に関するポスターの掲示、相談リーフレットの配布をし、住民に対する啓発の機会をつくる。 | ◇観光交流課 |

○自殺予防週間（9月10日～16日）、自殺対策強化月間（3月）における取り組み

| 事業・取り組み | 内容 | 関係課 |
|---------------------|---|--------|
| 自殺予防対策事業 | 9月の自殺予防週間及び3月の自殺対策強化月間において、枚方市駅構内のデジタルサイネージを活用するなどの啓発キャンペーンを実施し、普及啓発に取り組む。また、「広報ひらかた」や本市ホームページ、各種SNSを活用した広報活動を実施する。 | ◇保健医療課 |
| 教育と文化の発展に係る図書館事業の実施 | 図書館スペースを利用し、自殺予防週間、自殺対策強化月間等に、「いのち」や「こころの健康」を特集テーマにした関連図書の展示、貸出を行うことで、利用者に対する情報周知を図る。 | ◇中央図書館 |

○市民向け講演会での啓発

| 事業・取り組み | 内容 | 関係課 |
|--------------------------|--|------------------|
| 精神保健講演会及び精神保健家族教室 | 精神保健講演会や精神保健家族教室を実施し、こころの健康に関する正しい知識について普及啓発する。 | ◇保健医療課 |
| 人権啓発事業 | 人権啓発として講座やセミナーなどを開催する。中でも講座「生きること」においては、毎年さまざまなテーマで実施し、記録冊子を発行するなど、広く人権について考える機会を提供する。 | ◇人権政策室 ◇教育政策課 |
| 成人教育及び社会教育における人権教育に関すること | 成人教育や社会教育に関する講座や、PTA協議会と共催の教育講演会の中に自殺対策に関する内容を反映させることにより、実効性を高める。 | ◇教育政策課 |
| 消費生活及び消費者保護に係る施策の企画 | リーフレットの配布や市民対象講座に自殺対策の内容を反映することで、より市民の認知と意識を高める機会をつくる。 | ◇消費生活センター |

○広報ひらかたなどの活用

| 事業・取り組み | 内容 | 関係課 |
|--------------|---|--------|
| 自殺予防対策事業（再掲） | 「広報ひらかた」や本市ホームページ、各種 SNS に自殺予防週間（9月10日～9月16日）と自殺対策強化月間（3月）に合わせて、自殺対策関連の情報を掲載することにより、市民への施策の周知と理解の促進を図る。 | ◇保健医療課 |

基本施策5 女性への支援（新設）

○妊産婦への支援の充実

| 事業・取り組み | 内容 | 関係課 |
|--------------------|--|--------|
| 出産・子育て応援事業における伴走支援 | すべての妊婦を対象に保健師等の専門職が妊娠届出時に面接を行い、さまざまな情報提供を行う。支援が必要な妊婦に対しては、関係機関と連携を図りながら支援を行う。妊娠7か月頃には全員にアンケートを実施し、適宜、相談支援等を実施する。 | ◇母子保健課 |

○出産後間もない時期の産婦への支援の充実

| 事業・取り組み | 内容 | 関係課 |
|--------------------|--|--------|
| 出産・子育て応援事業における伴走支援 | 産婦健診や産婦訪問を通じて心身の健康状態や生活環境・育児環境の確認を行い、必要に応じて産科医療機関やその他の医療機関、助産師等と連携しながら、産後ケア事業や養育支援訪問等を実施し、支援を行う。 | ◇母子保健課 |

○女性の多様な相談ニーズに対応できる相談体制の整備

| 事業・取り組み | 内容 | 関係課 |
|---------------------------|--|--------|
| 女性のための相談の実施 | 夫婦、家族間、仕事上などにおいて、女性であるがゆえに抱える困難や悩み事については、専用電話回線による電話相談、面接相談（要予約）を実施する。また、離婚問題や家族間のトラブル等の法律的な相談については、女性弁護士による法律相談（要予約）を実施し、問題解決を図る。 | ◇人権政策室 |
| ドメスティックバイオレンス被害者のための相談の実施 | 配偶者やパートナーからの暴力等を受けている被害者からの相談を受け、必要な支援を行う。 | ◇人権政策室 |

○適切な相談窓口の周知と男女共同参画社会の実現に向けた啓発

| 事業・取り組み | 内容 | 関係課 |
|-----------------------------|---|--------|
| ドメスティックバイオレンス被害者のための相談窓口の周知 | さまざまな困難課題を抱える女性に必要な支援が十分に行き渡ることを目的として、潜在的なDV被害者の救済にもつながるよう、広報ひらかたやSNS、市政情報モニターにより、ひらかたDV相談室を始めとする適切な相談窓口の周知を行う。 | ◇人権政策室 |
| 各種相談窓口の周知 | DV被害やさまざまな困難課題を抱える女性に必要な支援が十分に行き渡ることを目的として、広報ひらかたやSNS、市政情報モニターにより、ひらかたDV相談室や男女共生フロア・ウィルの「女性のための電話・面接・法律相談」など、適切な相談窓口の周知を行う。 | ◇人権政策室 |
| 男女共同参画社会の実現に向けた啓発 | 男女共同参画週間事業や各種講座、映画上映会などを実施し、男女共同参画社会の実現に向け、多くの方への啓発を実施する。 | ◇人権政策室 |

重点施策Ⅰ 中高年者への支援

○包括的な支援のための連携の推進

| 事業・取り組み | 内容 | 関係課 |
|-----------------|---|------------|
| 包括的・継続的マネジメント事業 | 高齢者や家族が課題に応じた社会資源を適切に活用できるように、介護支援専門員等に対し、困難事例への指導助言などを行うとともに、関係機関やボランティアなど、地域の社会資源との連携、協力体制の整備など、包括的・継続的なケア体制の構築などを行う。 | ◇健康福祉総合相談課 |
| 認知症総合支援事業 | 認知症初期集中支援チーム検討部会にて、早い段階からの支援を実施する体制づくりを行い、問題の深刻化を防ぐ。 | ◇健康福祉総合相談課 |

| | | |
|-----------------------|---|------------|
| 高齢者虐待防止ネットワーク (再掲) | 早期に適切な対応ができる体制整備をめざし、地域包括支援センター(高齢者サポートセンター)と警察署、消防署等の関係機関による高齢者の虐待防止ネットワーク会議を定期的を開催する。 | ◇健康福祉総合相談課 |
|-----------------------|---|------------|

○中高年者の健康不安などに対する支援

| 事業・取り組み | 内容 | 関係課 |
|---|--|--------------|
| 健康相談事業 (再掲) | 心身の健康について個別の相談に応じ、日常生活の健康維持・増進に役立たせることを目的に健康相談を実施する。保健指導や助言を行い、必要時、適切な機関につなぐ。 | ◇健康づくり・介護予防課 |
| 健康・医療に関する電話相談事業 (再掲) | 健康・医療に関する相談をはじめ、介護や出産・育児、メンタルヘルスに関して、24時間365日対応する電話相談窓口を、平成28年7月より「ひらかた健康ほっとライン24」として開設。医師・保健師・看護師等の専門職が対応。市民がいつでも気軽に健康・医療に関する相談ができる安心感を確保する。 | ◇保健医療課 |
| 精神保健相談、訪問指導 (再掲) | 心の健康に関する相談に応じ、関係機関と連携を図り、適切な支援を行う。また、精神科医による相談を実施し、家族や本人、関係機関職員の相談に面接や訪問等にて応じる。 | ◇保健医療課 |
| 特定健康診査の実施、特定保健指導の企画・調整に関すること | 特定健康診査の結果、必要な方に対して健康に関する情報提供等の支援をしている。また、健診や特定保健指導の企画・調整を通じ、対象者が健康を意識する機会を確保する。 | ◇健康づくり・介護予防課 |
| 認知症総合支援事業 (認知症ケアパスの普及啓発、認知症カフェ設置支援事業等) | 認知症の早期における症状の悪化防止のため、保健・医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による総合的な支援を行う。また、認知症についての理解を深めるための取り組みや、認知症高齢者やその家族のニーズに沿った支援、地域の見守り体制の構築等を行う。認知症ケアパスの作成、配布や認知症カフェの設置を推進するなど適切な支援につなぐ体制づくりを行う。 | ◇健康福祉総合相談課 |
| 介護予防・日常生活支援総合事業 | 要支援認定者を対象に、「高齢者の体力づくり・健康づくり」「高齢者が参加・活躍できるつどいの場」「くらしのサポート」の3つの要素で構成し、いくつになっても「生きがい・居場所・役割があるまち」をめざし、効率的かつ効果的な支援に取り組む。 また、地域での自主的な健康づくり・介護予防の継続実施を支援するため「ひらかた元気くらわんか体操」及び「ひらかた夢かなえるエクササイズ」の普及啓発及び媒体配付、自主活動グループへの支援や交流会の開催などを実施する。 | ◇健康づくり・介護予防課 |

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章

○地域における高齢者や介護者に対する支援

| 事業・取り組み | 内容 | 関係課 |
|------------------------|---|------------|
| 地域包括支援センター総合相談 (再掲) | 市内13箇所の地域包括支援センターにおいて高齢者や家族等からの相談窓口を設置している。 介護保険のサービスやその他の社会資源の利用支援をはじめ、関係機関との連携により、高齢者の生活全般の相談に対応している。相談事業等を行うにあたり、対象者と意識的にコミュニケーションをとり、困難を抱える状況を把握し、早期発見、適切な支援機関につなげる。 | ◇健康福祉総合相談課 |
| 家族介護支援事業 | 在宅生活の維持、在宅での自立生活に必要な生活機能の向上を図るための介護方法や介護予防、介護者自身の健康づくりなどの教室を開催する。認知症サポーター養成講座等も開催することにより、社会全体で家族や当人が抱えるさまざまな問題を察知し、適切な支援につなげる。 | ◇健康福祉総合相談課 |
| 高齢者虐待防止啓発 | 高齢者虐待は、家族の介護に関する悩みや、経済状況などに起因する生活不安などから起こりうる問題であり、早期に適切な支援を行うことが重要である。地域包括支援センターが高齢者の生活に関する総合的な相談窓口となり、早期の相談につなげ、虐待への発展を防止する体制を整備する。 | ◇健康福祉総合相談課 |

○社会参加の強化と孤独・孤立の予防

| 事業・取り組み | 内容 | 関係課 |
|-------------------------------------|--|--------------|
| 高齢者居場所づくり事業 | 高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきとした暮らしを送ることができるよう、自由に集い、交流することを通じて閉じこもり等を防ぐ。さらに、高齢者の社会参加、生きがいづくり、介護予防の促進を図るため、高齢者の居場所の設置を促進し、運営団体の支援を推進する。 | ◇健康づくり・介護予防課 |
| 地域支え合い体制の整備 | 高齢者がいきいきと安心して暮らすために、地域に必要な仕組み・場所・活動などを地域のニーズに基づいて創り出す仕組みとして、主体的な取り組みである元気づくり・地域づくり会議の設置運営を進める。 また、コーディネーターによる課題を解決する取り組みなど、住民主導のもとに地域とともに考え、効果的な支援の充実強化に努める。こうした高齢者の活躍の場を増やすことによって、生きがいの獲得にもつなげる。 | ◇健康づくり・介護予防課 |
| 老人福祉センター (総合福祉センター、 楽寿荘) への支援 | 高齢者・市民の各種活動の場として利用してもらうことで、高齢者の健康と生きがいや社会参加につなげる。 | ◇長寿・介護保険課 |

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章

| | | |
|----------------|--|-----------|
| 老人クラブ活動への支援 | 地域で組織されている老人クラブによる子どもの見守りなどの社会奉仕活動・健康増進事業などに対して支援を行い、高齢者の社会参加や孤立予防につなげる。 | ◇長寿・介護保険課 |
| 校区福祉活動推進事業（再掲） | 社会福祉協議会と連携し、地域の高齢者、障害者及び子育て中の親子など、支援を必要とする人々が地域の中で孤立することなく安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による支え合い、助け合いを推進し、地域における福祉の啓発と住みよいまちづくりにつながるよう支援する。 | ◇健康福祉政策課 |

重点施策2 子ども・若者への支援

○子ども・若者のSOSの出し方に関する教育や研修の推進

| 事業・取り組み | 内容 | 関係課 |
|----------------------|---|--------------------|
| 子ども・若者のSOSの出し方に関する教育 | 子ども・若者が悩みを抱えているときに、安心して悩みを打ち明けることができるように、子ども・若者に接する人に対し、SOSの出し方教育に関する研修を実施する。 | ◇児童生徒支援課 ◇保健医療課 |

○若者が抱えやすい課題に着目した学生・生徒などへの支援の充実

| 事業・取り組み | 内容 | 関係課 |
|-------------------|--|----------|
| 子ども支援プログラムの推進について | 子どもの生活に役立つ自己コントロール方法や社会スキル、自己肯定感等を身につけることを支援する子ども支援プログラム「ファンフレンズプログラム」を実施。またファシリテーター養成講座として公私立保育所（園）の保育士などに対して研修を行う。 | ◇子ども相談課 |
| 道徳教育 | 道徳教育は、「特別の教科 道徳」を要として、学校の教育活動全体を通じて行うもので、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、小学校低学年、中学年、高学年、中学校と発達段階に応じて「生命の尊さ」について児童・生徒に指導を行う。 | ◇教育指導課 |
| 教育相談実施事業 | 全小学校に「心の教室相談員」、全中学校と一部の小学校に「スクールカウンセラー」を配置し、児童・生徒、保護者及び教職員に対し、臨床心理士等の専門的知識を活かし、校内相談体制の充実を図る。 | ◇児童生徒支援課 |

| | | |
|---------------------------|--|------------|
| 総合相談窓口「子どもの笑顔を守るコール」の普及啓発 | 「子どもの笑顔を守るコール」の電話番号を記した啓発チラシを電子データ及びチラシで市立全学校園の幼児・児童・生徒に周知するとともに、ホームページ等でも保護者、市民に周知する。また、「いじめ専用ホットライン」では、いじめに悩んでいる児童・生徒及び保護者を対象に電話で相談を受け、解決に向けて対応する。 | ◇児童生徒支援課 |
| 不登校等対策事業 | 市内の全中学校及び一部の小学校に対して不登校支援協力員を配置し、不登校児童・生徒及びその傾向のある児童・生徒への支援を行う。また、令和4年度に策定した「枚方市不登校支援ガイド」「不登校児童・生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」を改訂し、不登校支援の考え方について周知するとともに、適切な支援を実施する。 | ◇児童生徒支援課 |
| 就学に関する事務 | さまざまな事情により校区外の学校への就学を希望する場合、必要に応じて就学指定校の変更を許可している。利用者は家庭の事情やDV、友人トラブル等、さまざまな事情を抱えている場合も多く、状況に応じて関連各部署への連携や、相談や支援が可能な窓口等の情報提供を実施する。 | ◇学校支援課 |
| 子どもの居場所づくり推進事業 | 家で一人で食事をとるなど、家庭的にさまざまな課題のある子どもたちに、食事や学習、団らんの場などを提供する子どもの居場所づくり（いわゆる「子ども食堂」）の取り組みを支援する。 | ◇子ども青少年政策課 |
| 青少年サポート事業（再掲） | 青少年相談として、児童養護施設指導員・臨床心理士等の専門相談員を配置し、おおむね26歳までの若者及び保護者が、ひきこもり、不登校、人間関係等の悩みを気軽に相談できる窓口を月2回開設している。 | ◇子ども青少年政策課 |
| ドメスティック・バイオレンス被害者支援の充実 | 教育委員会と連携し、子どもたちを暴力の被害者にも加害者にもさせないための予防教育として、希望する小学校で「DV予防教育プログラム」を実施。また、実施した小学校の教員を対象にデートDV予防研修を実施している。さらに、希望する中学校に対して中学生・高校生を対象にしたデートDV防止ハンドブックを配布する等により周知に努める。 | ◇人権政策室 |
| いじめ問題対策事業 | 枚方市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等に係る取組を実施するとともに、いじめの積極的な認知やいじめの解消率の向上を図るために、学校組織で対応していくように学校訪問や研修等を通じて周知・啓発活動を行う。 | ◇児童生徒支援課 |
| いじめ防止対策事業 | 市長部局におけるいじめの相談窓口として相談者に寄り添った相談対応を行う。 また、いじめの早期発見・早期対応のためのいじめ防止対策に取り組む。 | ◇人権政策室 |

| | | |
|----------------------------|---|-----------------------------------|
| 生徒指導充実事業 | いじめや暴力行為等の問題行動に迅速かつ適切に対応できるよう生徒指導体制の充実を図る。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家との協働及び関係諸機関との連携により、いじめの早期発見・早期対応を心掛け、解消に向けて対応する。 | ◇児童生徒支援課 |
| 就学援助事業 | 経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、就学援助費を支給する事により、生活に困窮している世帯の児童生徒の就学・進学を支援する。 | ◇学校支援課 |
| 福祉医療費助成事業 | 子ども、ひとり親家庭、重度障害者等のこれまでの医療費助成制度に加え、若者を対象とする新たな助成制度を実施する中において、申請等の対応時には対象者の状況等の聞き取りを行い、問題を抱えている場合には必要な支援へとつなげる。 | ◇医療助成課 |
| ICT（通信技術を活用したコミュニケーション）の活用 | 市内小中学校の全児童生徒に配備しているタブレット端末内に「子どものこころのサインを可視化するアプリ」を配置し、児童生徒のこころの状況について把握を行う。同時に同アプリ内にある、SNS 相談機能を活用し、寄せられた相談に対応する。 | ◇児童生徒支援課 ◇子ども青少年政策課 ◇子ども相談課 |

○社会全体で若者の自殺のリスクを減らす取り組み

| 事業・取り組み | 内容 | 関係課 |
|-------------------------|---|------------|
| 「子どもの未来応援コーディネーター」の取り組み | 「子どもの未来応援コーディネーター」が小中学校等への巡回や問い合わせにより、生活習慣の乱れなど子どもが抱える課題を把握し、学校に対して必要な助言や情報提供を行うとともに、関係機関へつなぐことで、子どもと家庭にとって必要な支援が受けられるよう取り組む。 | ◇子ども支援課 |
| 青少年健全育成事業 | 青少年が自らの力で心身ともに健やかな成長を遂げていこうとする活動を導き出し、その援助や青少年の非行防止などを目的に、青少年育成指導員が青少年に関する相談や街頭での指導等に取り組む。相談や指導を行う際には自殺予防も含めた幅広い視点で対応する。 | ◇子ども青少年政策課 |
| 民生委員・児童委員の地域における活動（再掲） | 民生委員・児童委員による相談活動や見守り活動を通じて、さまざまな課題を抱える対象者の早期発見と支援に努める。また、必要な関係機関へつなげていく。 | ◇健康福祉政策課 |
| 子ども虐待防止の普及啓発活動 | 11月の「児童虐待防止推進月間」には、広報紙等により普及啓発に取り組む。また、関係機関を対象に、児童虐待問題研修会開催を予定している。 | ◇子ども支援課 |

| | | |
|--------------------------------|--|---------|
| 児童虐待防止部会(要保護児童対策地域協議会) (再掲) | 児童虐待防止の取り組みとして、関係機関の連携強化とネットワーク化を図る。各機関が問題の深刻さや支援の必要性について共通認識を持ち、お互いに連携する事で、最善の支援方法を考え、児童虐待の早期発見及び適切な支援に結びつけていく代表者会議を年2回、実務者会議を毎月、拡大実務者会議を年3回程度、開催を予定している。 | ◇子ども支援課 |
| 枚方市子ども・若者支援地域協議会 (再掲) | 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を包括的に支援するために枚方市子ども・若者支援地域協議会を設置し、早期に必要な支援につながるよう、関係機関の連携とネットワークの向上をめざす。 | ◇子ども相談課 |
| 成人教育及び社会教育における人権教育に関すること(再掲) | 成人教育や社会教育に関する講座やPTA協議会と共催の教育講演会の中に自殺対策に関する内容を反映させることにより、実効性を高める。 | ◇教育政策課 |
| 薬物乱用防止啓発事業 | 薬物乱用防止教育に取り組む関係団体との連携・協力体制の強化を図るとともに、地域で街頭キャンペーンや講演会等を実施し、広く啓発に努める。 | ◇保健医療課 |

○支援者への支援

| 事業・取り組み | 内容 | 関係課 |
|---------------------|--|--------|
| 教職員に対する研修 | 教職員対象の初任期研修をはじめ、管理職研修やリーダー研修等、各種研修において、いじめや不登校等、自殺の要因となる諸課題について、研修を実施する。 初任期研修及び希望職員に対して、メンタルヘルス研修を実施している。コミュニケーションの取り方や困ったときの対応等の内容で、教職員自身の心身の健康につなげる。 研修資料のひとつとして相談先を周知することで、教員自身及び児童・生徒向けの支援策の周知徹底と活用を図ることができる。(再掲) | ◇教育研修課 |
| 枚方市保健所・枚方市内高等学校等連絡会 | 思春期保健について、保健所と市内高等学校等の連携により、保健所における地域保健と高等学校等における学校保健の課題を共有し、意見交換や解決方法について検討する。その中で、生徒のメンタルヘルス(ひきこもり、不登校等)や自殺予防に関するテーマも取り上げる。 | ◇保健医療課 |
| 精神保健相談コンサルテーション | 精神保健相談において、教職員や関係機関支援者からの、児童生徒への対応に関する相談について、コンサルテーションを行う。 | ◇保健医療課 |

重点施策3 経済問題に関わる取り組み

○相談支援の充実と周知

| 事業・取り組み | 内容 | 関係課 |
|-------------------------------------|---|--------------------|
| 生活保護関係業務 (生活保護、ホームレスの自立支援に関すること) | 窓口で受給等の相談機会を通じて当人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなぎ、自殺リスクの軽減につなげる。 | ◇生活福祉課 |
| | 路上生活者は精神疾患や各種障害を抱えている人が少なくないとする。ホームレス巡回指導により自殺リスクの軽減につなげる。 | ◇健康福祉総合相談課 |
| 生活困窮者自立支援事業に関する周知 | 事業の周知のため、広報への掲載や、事業に関するリーフレットを作成し、市役所等に配架する。周知の工夫をすることで、支援につなげる体制をつくる。 | ◇健康福祉総合相談課 |
| 中国残留邦人等に対する支援給付事業 | 日常生活上の困難に関する相談・助言を通じてその他の問題も把握・対応を進め、生活上の困難の軽減を図り自殺のリスクの軽減につなげる。 | ◇生活福祉課 |
| | 言語的、文化的な障壁に加えて、収入面でも困難な状況にある場合、安定的な生活が送れず、自殺リスクが高まる可能性もある。世帯の収入が一定の基準に満たない方への通訳派遣や生活支援費等の支援により自殺リスクの軽減につなげる。 | |
| くらしの資金相談、貸付 | 一時的に生活に困っている低所得の世帯、または天災その他不慮の災害による生活困窮されている世帯等を対象とした「くらしの資金」の相談に応じ、審査のうえ生活資金の貸付をすることで、世帯の自立を支援する。 | ◇健康福祉政策課 ◇生活福祉課 |
| 枚方市小企業事業資金融資事業 | 市内の小規模企業者を対象に、大阪信用保証協会の保証を付して、事業に必要な資金のあっせんを行う。 | ◇商工振興課 |
| 国民健康保険に関する手続き等 | 健康保険料や年金の支払いが困難な住民は、生活面で深刻な問題を抱えている場合もあるため、相談や財産調査を通して徴収緩和策を図り、生きることの支援につなげる。 | ◇国民健康保険課 |
| 水道料金等の納付に関すること | 水道料金等の支払いを期限までに行えない水道使用者は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、納付が困難な状況にあたりする可能性が高いため、その事情を踏まえて分割納付等の納付相談を行う。また、生活保護等の資格要件に該当する場合は基本料金と使用水量最大8㎡までの従量料金の減免を行う。 | ◇営業料金課 |
| 納税相談 | 期限内に納付ができない納税者には、分割納付等の相談に応じる。 | ◇納税課 |

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章

○生活支援と自殺対策の連動

| 事業・取り組み | 内容 | 関係課 |
|--|--|------------|
| 生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援事業、住居確保給付金、一時生活支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業に関すること) | <自立相談支援事業> 生活困窮者に対し、自立に向けた包括的な支援を行うため、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、一時生活支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業を実施する。 また、生活困窮に陥っている人と自殺リスクを抱えた人とは、直面する課題や必要としている支援先が重複している場合が一部あると考えられることから、自立相談支援事業による相談機会を通じて、当人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなぎ、自殺リスクの軽減につなげる。 | ◇健康福祉総合相談課 |
| | <住居確保給付金> 住居は最も基本的な生活基盤であり、その喪失のおそれや不安は自殺リスクを高めることになりかねないため住居確保給付金事業による支援策を実施する。 | |
| | <一時生活支援事業> 一時生活支援事業による宿泊場所の提供や衣食の支給によって、自殺リスクの軽減につなげる。 | |
| | <就労準備支援事業> 就労することに困難を抱えている人は、生活の問題やその他複合的な問題も抱えるため、就労準備支援事業による支援において、自殺リスクの軽減につなげる。 | |
| | <家計改善支援事業> 家計の状況や課題を整理し、生活の再生に向けた意欲を引き出した上、必要な助言や情報提供を行うことで、相談者の家計管理の能力を高め、早期の生活再建に向けた支援によって、自殺リスクの軽減につなげる。 | |
| 生活困窮者自立支援制度支援会議 (再掲) | 健康福祉総合相談課の自立相談支援センターが中心となり、関係機関と生活困窮者に関する情報共有や意見交換等を行い、早期かつ迅速に支援体制の検討を進める。 | ◇健康福祉総合相談課 |

重点施策4 勤務問題に関わる取り組み

○勤務問題による自殺リスクを低減するための取り組みの推進

| 事業・取り組み | 内容 | 関係課 |
|-------------------------|---|--------------|
| ハラスメント防止対策事業 (市職員対象) | 全ての職員が個人として尊重され、互いに信頼し合い、安心して働ける職場環境を整えるため、ハラスメント防止啓発の一環として職員研修を実施するとともに、苦情相談制度の適正な運用を図る。 | ◇コンプライアンス推進課 |

| | | |
|------------------------------|---|-------|
| ハラスメント防止の 取り組み (教職員対象) | すべての職員が個人として尊重され、互いに信頼し合い、安心して働ける職場環境を整えるため、ハラスメント防止研修を実施する。また、大阪府と連携して、セクシュアルハラスメントに関する相談等を実施する。 | ◇教職員課 |
|------------------------------|---|-------|

○勤務問題の現状や対策についての理解と相談先の周知

| 事業・取り組み | 内容 | 関係課 |
|-------------------------------------|--|--------------|
| 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること (市職員対象) | ストレスチェック制度の実施や、時間外勤務が月100時間以上の職員等に対する医師面談の実施、健康管理医や保健師、精神科嘱託医による各種健康相談の実施により、職員の心身の健康の維持増進を図る。 | ◇職員課 |
| | 職員の健康管理やワークライフバランス推進の観点から、毎週水曜日をノー残業デーとし、定時退庁を促す放送や音楽を流して周知・啓発を行う。 | |
| 職場におけるメンタルヘルス対策の推進 (教職員対象) | 医師や専門家等の助言をいただきながら、療養休暇取得者や休職者の背景分析、ストレスチェック結果の分析等によって学校の労働安全衛生環境を整え、自殺のリスクを抱えやすい職員へのラインケアの充実に努める。 教職員のメンタルヘルス相談窓口を効果的に活用することで、児童・生徒の支援者である教職員に対する支援(支援者への支援)の強化を図る。 臨床心理士に専門的な助言をいただきながら、学校向けの啓発資料や情報発信を行う。 | ◇教職員課 |
| | ストレスチェックの結果を活用することで、児童・生徒の支援者である教職員に対する支援(支援者への支援)の強化を図る。 | |
| 地域保健と職域保健の連携の推進(地域職域連携事業) | 企業が行う従業員の健康づくりを直接的に支援できる制度として、「ひらかた健康優良企業」の登録を推進している。また、健康に関する情報提供としてリーフレットの作成・配布や、希望のあった企業に対し、健康教育及び個別相談等を実施する。その中でメンタルヘルスについて取り組みを推進する。 関係機関が実施する各種健(検)診時に、健康づくりに関する啓発をする中で、メンタルヘルスについても啓発している。 | ◇健康づくり・介護予防課 |

第6章 いのち支える関係機関・関係団体の取り組み

本計画は、本市が実施主体として取り組んでいく施策を掲載していますが、自殺対策は市のみで解決できるものではなく、自殺の実態に即した地域の関係機関・関係団体などの取り組みも必要となってきます。

国や大阪府、本市の地域の関係機関・関係団体などがさまざまな「生きる支援」に関連する事業や取り組みを展開しています。そのすべてを網羅することはできませんが、ここでは本計画の策定にご協力いただいた関係機関・関係団体などの取り組みについて一覧を掲載します。

※市の委託事業については、再掲として掲載しています。

<自殺対策>

大阪府こころの健康総合センター

大阪府自殺対策推進センターを設置し、以下の事業を行っています。

① 情報の収集・分析・提供

- ・ホームページ「こころのオアシス」で「大阪府内の各市町村における自殺の状況」「悩みの相談窓口一覧」の情報提供
- ・「自死遺族団体」「自死遺族相談」等についてのリーフレットの作成・配布

②相談支援

- ・こころの健康相談統一ダイヤル 0570-064-556
(月～金 9時30分～17時 祝日・年末年始除く)
- ・こころの電話相談 06-6607-8814
(月・火・木・金 9時30分～17時 祝日・年末年始除く)
- ・わかばちダイヤル 若者専用電話相談 06-6607-8814
(水 9時30分～17時 祝日・年末年始除く)
- ・自死遺族相談 06-6691-2818
(要予約 月～金 9時～17時45分 祝日・年末年始除く)

③自殺対策計画支援

保健所と連携し、市町村の自殺対策計画の策定に必要な支援及び情報提供

④連絡調整

大阪府自殺対策審議会等の運営に協力、市町村・関係機関及び自殺防止や自死遺族等支援に積極的な民間団体等と連携、保健所におけるネットワークの強化を支援

⑤保健所・市町村及び民間団体への支援

保健所・市町村及び地域の民間団体が行う自殺対策に資する事業に対し、相談支援や技術的助言

⑥人材育成研修

自殺対策研修の実施

⑦保健所・市町村等における自殺未遂者及び自死遺族等支援に対する助言

自殺未遂者及び自死遺族支援について保健所・市町村等からの対応困難な事例に対する相談への助言や事例検討等による支援

<労働関係>

大阪府労働相談センター

- ①働くこと・雇うことに関する相談（労働相談）・職場のメンタルヘルス専門相談
 大阪府労働相談センターに寄せられる労働相談（職員による「一般労働相談」、弁護士・社会保険労務士による「特別労働相談」）には、職場や労働環境を起因とし、本人が医療的治療の必要性を認識していないものや、必要性を認識していても医療機関に出向くことに抵抗感があるものなどが見受けられます。
 そのため、労働相談の中でメンタルヘルスケアが必要かどうかのサインを的確にとらえ、精神科医・臨床心理士・産業カウンセラーが、メンタルヘルスケアや医療機関への誘導、労使双方からのメンタルヘルスケアにかかる相談対応を行っています。

（一般労働相談・特別労働相談）

○通年実施予定

- ・労働相談：06-6946-2600
- ・セクハラ・女性相談：06-6946-2601

（ご希望により女性相談員の対応も可）

○一般労働相談

月曜日～金曜日 9時～12時15分、13時～18時
 （毎週木曜日は20時まで）

【電話・面談（大阪市・天満橋）・オンライン】

※ただし、毎週木曜日は豊能出張労働相談窓口（池田市）、毎週火曜日は泉北出張労働相談窓口（堺市）、毎週金曜日は南河内出張労働相談窓口（富田林市）で相談可。
 前日までに要予約。

※特別労働相談 月曜日～金曜日

一般労働相談において内容を整理した上で行います。

○メンタルヘルス専門相談：年57回実施予定

※第1、2、3、4火曜日、第1水曜日
 14時～17時 当所（大阪市・天満橋）

②事業所のメンタルヘルス推進担当者研修会

職場のメンタルヘルスケアは、事業所において日常的に取り組まれることが重要であるものの、取組みが進んでいない事業所では、その必要性を認識しつつも、専門のスタッフがいない、取組み方が分からない、などの課題があります。

大阪府労働相談センターでは、こうした課題の解決を支援するため、公益社団法人大阪精神科診療所協会、大阪産業保健総合支援センター、一般社団法人堺市医師会、堺地域産業保健センターと連携し、府内事業所のメンタルヘルス推進担当者を対象に、職場のメンタルヘルス対策に関する基礎知識等を習得する研修会を行っています。

【令和5年度実施計画】

大阪市内で年2回実施予定（定員 会場：100名、オンライン：定員なし）

北大阪商工会議所

北大阪商工会議所は、枚方市・寝屋川市・交野市を管内とし、商工業者の方なら規模、業種を問わずご入会いただけます。会員組織の地域総合経済団体として、中小企業の活力強化と地域の活性化を大きな柱に掲げ、地域が魅力あふれる元気なまちとなるよう、さまざまな事業に取り組んでおります。

- ① 事業全般に関する課題解決支援相談
- ② 地域活性化の取組み
- ③ 情報化の推進
- ④ 環境対策に関する支援
- ⑤ 各種講演会・研修会・セミナーなどの開催
- ⑥ 労災保険（労災・雇用保険）の事務代行
- ⑦ ビジネス交流会・展示会への支援
- ⑧ 行政（国・府・市）に提言活動
- ⑨ 各種共済・団体保険など福利厚生制度の運営
- ⑩ 情報提供・検定試験の施行

北大阪労働基準監督署

①長時間労働の是正

過重労働による健康障害の防止に向け、長時間労働が行われている事業場に対する監督指導の徹底など労働基準監督署による監督指導を強化するとともに、小規模事業場や非正規雇用を含めたすべての労働者の長時間労働を抑制するため、労働時間等の設定改善に向けた環境整備を推進します。

加えて、長時間労働者に対する面接指導実施のため、すべての労働者の労働時間の状況を把握するよう、監督指導を行います。

②職場におけるメンタルヘルス対策の推進

職場におけるメンタルヘルス対策の充実を推進するため、引き続き、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発を図るとともに、労働安全衛生法の改正により平成27年12月に創設されたストレスチェック制度の実施の徹底を通じて、事業場におけるメンタルヘルス対策の更なる普及を図ります。

加えて、各都道府県にある産業保健総合支援センターにおいて、事業者への啓発セミナー、事業場の人事労務担当者・産業保健スタッフへの研修、事業場へ個別訪問による若年労働者や管理監督者に対するメンタルヘルス不調の予防に関する研修などを実施していることから、さらなる利用促進を進めます。

③ハラスメント防止対策

ポータルサイトや企業向けセミナーを通じて、広く国民及び労使への周知・広報や労使の具体的な取組みの促進を図るとともに、メンタルヘルス対策に係る指導の際に、パワーハラスメント対策の指導も行います。

枚方公共職業安定所（ハローワーク枚方）

①相談体制の整備

(1)経営や労働に関する相談支援

- ・雇用不安や職場でのトラブル・各種ハラスメント等の個別労働相談に対して、労働局及び労働基準監督署に設置されている「総合労働相談コーナー」の利用を促します。
- ・雇用調整助成金等、各種助成金の活用を通じて事業主を支援し、雇用の安定を図っています。

(2)求職者に対する相談支援

- ・新規学卒者、障害者、高齢者等あらゆる求職者に対して、就職の実現により生活の安定が図れるよう、きめ細やかな職業相談、求人情報の提供、職業紹介等の支援を行っています。
- ・技能、資格等が不足しているために就職が困難となっている求職者に対しては、職業訓練によるスキルアップを通じて早期に再就職ができるよう、求職者支援制度を効果的に活用した支援を行っています。
- ・求職活動されている方が、こころと体の健康状態の自己チェックができる「ストレスチェックシート」を配布し、心身の不調のサインに対する気づきを促し、関係機関への相談へつなげています。
- ・就職活動に伴うさまざまなストレスから、精神面、身体面において支障をきたしている求職者に対して、精神障害者雇用トータルサポーターによるカウンセリング等を行い、就労に向けた各種の支援を行っています。
- ・失業などにより心理的不安を抱えた求職者や多重債務等の問題を抱えていることにより就職活動に障害が生じている求職者に対して、梅田公共職業安定所及びハローワークプラザ難波にて実施している臨床心理士、弁護士、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナーによる「専門家による巡回相談」を活用し支援を行っています。

(3)生活困窮者に対する相談支援

生活困窮者に対しては、上記(2)によるものに加え、生活困窮者自立支援制度に基づき、自立相談支援機関から要請のあった生活困窮者に対して、枚方市役所内に設置した、当所の常設窓口である「就労支援ひらかた」等において、国が実施する「生活保護受給者等就労自立促進事業」の一環として、専門の就職支援ナビゲーターによるきめ細やかな就業相談・紹介等の支援を行っています。

②社会的取組に係る連携体制の整備

(1)関係機関や民間団体との連携体制の整備

- ・生活困窮者への支援について、毎月開催される「枚方市支援調整会議」へ出席し、関係機関との情報共有や連携強化を図っています。
- ・就職困難者の支援について、地域就労支援センターと連携し、就職面接会等のイベントへの協力やハローワークに誘導いただいた求職者の就労相談などを行っています。
- ・子育てと生計の維持をひとりで担い、さまざまな困難を抱えている人が多いひとり親家庭について、市の関係部署と連携しながら、当所のマザーズコーナー等において就職支援を行っています。
- ・若年無業者等について、北河内地域若者サポートステーションとの連携のもと、就職活動についてのアドバイスや希望に沿った求人情報の提供、また、必要に応じ職業適性検査を実施し、職業的自立に向けた支援を行っています。

※年度ごとに活動内容に変更が生じる可能性あり

北河内地域労働者福祉協議会

① ライフサポートセンター相談事業（電話による相談対応）

社会的生活を営むうえで、さまざまな課題や悩みが発生します。それぞれの種別により、専門相談機関で解決を図っていくことになります。しかしながら、個々の課題は千差万別で専門相談機関など有無や所在などがわからず、放置されてしまうことがあります。そのような課題や悩みごとを電話相談で受け付けることで専門機関などへの紹介を目的に電話による相談事業を行っています。平日10時～16時で毎日相談対応にあたっています。

② 囲碁・将棋大会

心身のバランスが崩れることにより、精神的にも安定度を欠いてしまうことで精神疾患に罹患するケースが多くあります。回避するためにはさまざまな手法が存在しますが、その一助として、通常の生活とは切り離して、趣味などに没頭することも効果的です。在勤・在住者の方々を対象として、交流の場を提供することを目的に、毎年度、枚方市において囲碁及び将棋の大会を実施しています。

③ 北河内（まんだ）はたらく人のアート展

心身のバランスが崩れることにより、精神的にも安定度を欠いてしまうことで精神疾患に罹患するケースが多くあります。回避するためには様々な手法が存在しますが、その一助として、通常の生活とは切り離して、趣味などに没頭することも効果的です。在勤・在住者の方々を対象として、各人が丹精を込めて創作したものの発表の機会を提供することを目的に、毎年度、北河内7市を巡回し、アート展の開催を行っています。

<就労支援>

枚方市障害者就業・生活支援センター

大阪府には、障がいのある方の身近な地域における雇用の促進及び職業の安定を図ることを目的とする「障がい者就業・生活支援センター」が府内18か所に設置されています。当センターは、枚方市在住の方で障がいのある方の就業及びそれに伴う生活に関するさまざまな支援を行っています。

① 障害のある方・保護者の方の相談

- ・これから就職を考える方の相談
- ・職場のことで悩んでいる方の相談
- ・職業生活における相談

② 事業主からの相談

- ・障害者雇用へのアドバイス
- ・職場定着支援
- ・情報提供

一般社団法人 ステップフォワード

一般社団法人ステップフォワードでは、ニートやひきこもり、生活困窮者等のさまざまな困難を有する方々の、社会的・職業的な自立支援や進路方向の決定に向けた支援を行い、活力ある地域社会づくりに取り組んでいます。

①生活困窮者等就労準備支援事業 ※市委託事業

(対象) 枚方市福祉事務所の支援会議を経て策定された支援計画のもと、支援依頼のあった生活困窮者及び生活保護受給者

(内容) 就職活動及び継続的な就労ができる状態をめざす下記の準備支援

- ・日常生活自立に向けた支援（生活リズム・セルフケアの改善など）
- ・社会生活自立に向けた支援（コミュニケーションの改善など）
- ・就労自立に向けた支援（就労イメージの醸成・見学体験活動など）

②就労準備支援事業（重層的支援体制整備事業参加支援分） ※市委託事業

(対象) 枚方市福祉事務所の支援会議を経て策定された支援計画のもと、支援依頼のあった生活困窮者及び生活保護受給者以外の要支援者

(内容) 就職活動及び継続的な就労ができる状態をめざす下記の準備支援

- ・日常生活自立に向けた支援（生活リズム・セルフケアの改善など）
- ・社会生活自立に向けた支援（コミュニケーションの改善など）
- ・就労自立に向けた支援（就労イメージの醸成・見学体験活動など）

③家計改善支援事業 ※市委託事業

(対象) 枚方市福祉事務所の支援会議を経て策定された支援計画のもと、支援依頼のあった生活困窮者

(内容) 家計の状況を「見える化」し、相談者の家計管理の意欲を引き出す相談支援（貸付のあっせん等を含む）

④北河内地域若者サポートステーション

(対象) 15歳から49歳で1年以内の就労をめざす無業の若者

(内容) 職業的自立支援

- ・個別面談及び就活プログラム
- ・職場体験
- ・定着支援及びステップアップ支援

<法律関係>

大阪弁護士会

大阪弁護士会では、離婚、交通事故、遺言・相続、借金（サラ金）・債務整理、労働問題、消費者被害、借地・借家、近隣トラブル、医療、知的財産、IT・SNSトラブル、建築、経営などあらゆる法律問題の相談を受け付けております。刑事・少年事件、犯罪被害者、いじめ、子ども・学校、生活保護、高齢者、障害者、外国人に関する相談にも対応しております。

特に「生きる支援」に関しては、府内6自治体（大阪府、大阪市、堺市、高槻市、豊中市、東大阪市）と連携し、自殺未遂者法律相談支援事業を行っており、数か月に1度はケース検討会を開催しております。また、府内18自治体（大阪府郡部（大阪府社協）、大阪市、東大阪市、茨木市、箕面市、和泉市、羽曳野市、交野市、柏原市、寝屋川市、阪南市、泉南市、高槻市、豊中市、河内長野市、高石市、摂津市、吹田市）と連携し、生活困窮者自立支援法律相談事業を実施しております。

<人権関係>

特定非営利活動法人 枚方人権まちづくり協会

枚方人権まちづくり協会では、相談内容が複雑かつ多岐にわたるケースが多くなる中、ワンストップの相談窓口として、関係する相談員が連携しながら対応に努めています。

①男女共生フロア相談事業 ※市委託事業

「男女共生フロア・ウィル」(ひらかたサンプラザ3号館4階)において、専門の女性相談員を配置し、家族や仕事、自分の健康や生き方など、さまざまな悩みをもつ女性のための、「面接相談」「電話相談」及び「法律相談」、また「男性のための電話相談」を行っています。また、各相談では、DV(ドメスティック・バイオレンス)に関する相談も行っています。

③ 地域就労支援事業 ※市委託事業

地域就労支援センターを設置し、障害者、母子家庭の母、若年者、中高年齢者等で、働く意欲がありながらさまざまな就労阻害要因のために就労ができない就職困難者について、地域就労支援コーディネーターが、雇用・就労支援施策などを活用し、地域の関係機関と連携しながら、雇用・就労の支援を行っています。

③進路選択支援事業 ※市委託事業

進学意欲を有しながら、経済的な理由により高校・大学等への進学を断念することがないよう、各種奨学金制度の情報提供及び家庭の状況に見合った適切な相談等を行い、生徒が積極的に自己の進路を考え、将来に展望が持てるよう、必要に応じて学校や関係機関と連携し支援を行っています。

④人権ケースワーク(人権なんでも相談)事業 ※市委託事業

専門の相談員を配置し、市民が人権侵害を受け、またはそのおそれがある場合において、相談事案に応じた助言及び情報提供を行うとともに、市民が自ら問題解決できるよう支援を行っています。

⑤人権啓発事業 ※市委託事業及び自主事業

人権を身近に感じ考える機会として、講座「生きること」、人権文化セミナー、人権週間事業などの人権啓発事業を実施しています。

枚方地区人権擁護委員会

人権擁護委員は主に①人権相談活動、②人権侵犯に関する調査・救済活動、③人権啓発活動を行っています。

①人権相談活動

人権擁護委員は、法務局職員とともに、法務局、地方法務局またはその支局に設置された常設相談所において、主に面接または電話による人権相談（いじめ、差別、虐待など）に応じています。

また、人権擁護委員法が施行された6月1日「人権擁護委員の日」の前後及び人権週間（12月4日～12月10日）の期間中に特設相談所も開設しています。

※相談は無料。秘密は厳守。

なお、市では毎週月曜（9時～12時）市役所別館5階広聴相談課で、人権擁護委員による人権相談を行っています。

②人権侵犯に関する調査・救済活動

人権相談などにおいて、被害者から「人権を侵害された」という申告を受けた場合、人権擁護委員は法務局の職員と協力して、人権侵犯事件の調査・処理に携わり、当事者の利害・主張の調整を行うなど、事案の円満な解決を図っています。

③人権啓発活動

人権擁護委員は、全国各地において、住民一人ひとりの人権意識を高め、人権について、理解を深めてもらうために人権教室や人権の花運動、企業研修など、アイデアに富んださまざまな人権啓発活動を行っています。

(1)人権の花運動

主に小学生を対象とした啓発運動で、子どもたちが協力して花を育てることを通じて、「命の大切さ」や「相手への思いやり」の心を育むことを目的に活動を実施しています。

(2)人権教室

- ・小学生・中学生を対象とした啓発活動で、人権擁護委員が学校を訪問し、人権啓発DVDや紙芝居などを活用して、人権尊重についての理解を深める機会を提供することを目的に実施しています。

- ・大人の人権教室で、企業の「ビジネスと人権」への対応が注目され、企業にはパワハラ・セクハラといった各種ハラスメントなど、人権に関する取り組みが求められています。大人の人権教室は、企業等からの要望に応じ、法務局職員や人権擁護委員が人権研修を実施しています。

(3)スマホ・ケータイ人権教室

メールやSNS及び無料通信アプリ等を介したインターネット上のいじめが社会問題となっている状況の中、携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性について専門家から詳しく最新情報を学ぶとともに、インターネットを通じたいじめの発生防止、また、いじめを受けた場合の人権擁護機関の相談利用について、児童・生徒やその保護者等に周知を図るため、人権擁護機関と携帯電話会社とが連携して実施しています。

(4)全国中学生人権作文コンテスト

次代を担う中学生が、人権問題についての作文を書くことを通じて、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身につけてもらうことを目的に実施しています。

(5)子どもの人権SOSミニレター

教師や保護者にも相談できない子どもの悩みごとを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐるさまざまな人権問題の解決につなぐことを目的として実施しています。

<地域福祉>

社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会

①生活福祉資金貸付

低所得者、障害者または高齢者の世帯を対象に自立のための資金の貸付と必要な相談支援を行います。※本貸付には要件があります。

②福祉サービス利用援助事業

認知症・知的障害・精神障害などで判断能力が十分でない方が、安心して地域で暮らせるように、福祉サービス利用の援助、生活費の出し入れ等の日常的な金銭管理、通帳や書類をお預かりするなどのサービスを通じて権利擁護を図ることを目的に支援を行っています。

③コミュニティソーシャルワーカー（CSW） ※市委託事業

福祉に関する悩みごとや困りごとに、気軽に相談できる「総合相談窓口」として、福祉や地域の情報に詳しいコミュニティソーシャルワーカー（CSW：地域福祉相談員）が、さまざまな専門機関と連携しながら相談支援を実施しています。

枚方市民生委員児童委員協議会

①審議会に参画し、全委員の啓発に努めています。

②民生委員・児童委員として地域で活動

それぞれの担当区域にお住まいの方々への声かけ、見守り、相談活動を行っています。

③小学校・中学校との連携

学校行事等に可能な限り出席し、子どもたちとふれあい、学校との情報の共有ができるよう努めています。心配ごと等が生じた場合は、児童委員と主任児童委員が連携し、対応を協議のうえ関係機関につないでいます。

枚方市青少年育成指導員連絡協議会

青少年育成指導員は、青少年の健全な育成を支えるため、小・中学校や校区コミュニティ協議会、自治会等と連携を図り、地域において、青少年に関する相談への対応や店舗・図書等の有害環境の浄化、街頭指導、地域事業への協力等に取り組んでいます。

①相談活動

いじめ等の青少年問題に関する相談への対応や必要に応じて関係機関への連絡を行っています。

②街頭指導活動

校区内でパトロールを行い、深夜徘徊や喫煙等の注意指導を行っているほか、少年非行・被害防止街頭キャンペーン等を実施しています。

③市民啓発事業の実施

青少年の健全育成に関する講演等の市民啓発事業を実施しています。

④地域事業への協力

校区の実情に応じて、「枚方子どもいきいき広場」の運営や危険遊具や危険箇所の点検、区民体育祭などのスポーツ活動への協力を行っています。

<医療関係>

大阪精神医療センター

①精神科外来

統合失調症、うつ病、認知症、依存症などさまざまな精神疾患の治療を行っています。
また、大阪府の依存症治療拠点医療機関として、アルコール、薬物、ギャンブルなどの各種依存症の治療・回復プログラムを実施しています。

②児童思春期外来

18歳以下で不登校、発達障害をはじめ、精神病圏、神経症圏など、子どものこころのさまざまな問題に対応しています（予約制）。

③精神科救急医療

常時救急・警察などからの診察要請に備えています。また、自殺リスクのきわめて高い方は緊急措置入院または措置入院などで受け入れています。

④作業療法

普段の暮らしの中で行っている動作や遊び、仕事など、生活全般にわたるさまざまな活動を通じてこころの病気からの回復を促し、その人らしく、よい生活が送れるよう援助をしています（創作活動、陶芸、絵画、書道、料理、園芸、運動プログラムなど）。

⑤精神科デイケア

日中の一定時間通所し、生活リズムの改善、意欲や自発性の向上、社会参加のための体力と作業能力の改善をめざします。農園芸、パソコン、料理、SST(社会生活技能訓練)、リラクゼーション、心理教育、音楽、スポーツなどを実施しています。

⑥在宅医療室（訪問看護などのアウトリーチ活動）

当センター外来通院中で、訪問による支援が必要と判断された方が、住み慣れた地域で暮らせるよう「その人がその人らしく生きるため」にサポートし、自立性の回復を図ります。アウトリーチにより、ご本人の生活の場に直接出向き支援を展開することで、精神状態悪化の早期発見、早期治療・支援にもつながります。

⑦ひまわり合宿

学校に通うことが難しくなっている中学生が、仲間との楽しい体験を通して、学校に戻っていく自信をつけられるようにします。大阪府立刀根山支援学校分教室での授業や製作、運動、レクレーションなどさまざまなプログラムに参加しています。

関西医科大学附属病院

自殺企図により当院に搬送された方が、身体の治療を終えて退院した後に、再度、自殺企図を起こさないことを目的に、患者・家族に対する支援を行っています。

実施内容

- ①当院入院中に、患者と家族に面接を行い、自殺企図に至る経緯、背景などについて情報収集を行います。
- ②患者と家族に保健所の役割を説明し、同意を得た場合に、保健所に情報提供を行います。患者が抱えている問題によっては、警察や市役所とも連携を図ります。
- ③救急科医、精神科医が連携し、身体の治療後は精神科病院や精神科病棟がある総合病院への転院を検討することがあります。その際には、当院メディカルソーシャルワーカーも介入し、転院調整に当たっています。転院する場合には、患者・家族に同意を得た上で、転院先に保健所が介入していることを情報提供し、患者・家族が継続した支援を受けられるようにしています。

枚方市医師会

診察の場を通じて、健康問題への解決を図るとともに、自殺リスクの高い患者を把握し、適切な医療や関係機関につなぐことができます。また、かかりつけ医として継続的な関わりのなかで、患者の変化に気づき、ゲートキーパーとしての役割を果たすことができます。

自殺リスクの高い、うつやうつの疑いの高い患者について、早期に把握することで、必要な医療につなぐことができます。

市や関係団体の会議への出席や講演の講師派遣を通じて、医療の専門家の立場から関わります。

各学校において、学校医や園医・嘱託医による支援を通じて、関連する諸問題とその対策について相談にのり、アドバイスをを行います。

枚方市歯科医師会

各診療所において、「生きる支援」が必要となるような健康や家庭等での問題を把握する機会があり、リーフレット等の配布を通じて、適切な相談機関へつなぐことが可能です。また、かかりつけ歯科医という立場から、子どもから高齢者まで幅広い層の市民と長期にわたり、関わる機会があり、相談の必要な対象者へのゲートキーパーとなりえます。

枚方市薬剤師会

「生きる支援」になぜ薬剤師が関わるか？

その理由は2つあり、1つ目は悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげるという役割が薬剤師にあることです。

2つ目の理由は、服用されているお薬の過量服薬に気づき、自殺を防止するという役割があるということです。

かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師は皆さんご自身が選択するものですが、健康不安を抱える患者への服薬情報を一元的・継続的に把握し、患者が抱えるさまざまな問題を適切な機関へつなげます。地域の身近な存在として、またゲートキーパーの一員として患者の支援に取り組むことをめざしています。

大阪府助産師会 枚方班

①生命を大切にしよう「性教育」

自分達がどのようにして、この世に生を受けたのか、生を受けた瞬間、喜びをもって迎えられたことを伝える。自己肯定感を得て、捨てていい「いのち」（自殺）、奪っていい「いのち」はない。かけがえのない一人ひとりであることを伝える。

②産前、産後のお母さんへのサポート（産後うつ、虐待などの予防と早期発見）

- ・出産、育児に緊張感、不安感を持ち、うまくいかないことへの焦燥感、挫折感などで自分を否定し追い込まないように、母が孤立しないよう、育児への現実的な援助として、新生児、産婦、乳児訪問を行っている。
- ・その人に寄り添い、気持ちを受け止め、母としての自信を高めながら育児ができるよう援助している。さらに、支援が必要な場合、医療をはじめとして、関係機関と連携し、サポートをつなげている。

<女性>

大阪府女性相談センター

電話相談、来所相談、支援を必要としている女性（男性DV被害者含む）及び同伴家族の一時保護、婦人保護施設入退所の決定、保護命令申立の支援などの自立支援、情報提供を行っています。

<子ども>

大阪府中央子ども家庭センター

①児童福祉法第12条に基づき、子どもに関するあらゆる問題について、家庭やその他からの相談に応じ、その健全な育成を図っています。おおむね25歳までの青少年に関する相談にも対応しています。

②大阪府では、虐待やいじめ等の子どもへの権利侵害を防止するため、子どもを対象に子ども自身の悩みなどを24時間365日体制で相談受理する「子ども専用子どもの悩み相談フリーダイヤル」を設置しています。緊急時には所管の子ども家庭センターに連絡し、対応しています。

<民間関係団体>

社会福祉法人 聖徳園

社会福祉法人 聖徳園は「ヒューマニズムにたって高度な専門性をもって人のためにつくします」という福祉観を礎に、50年以上に亘り、大阪・兵庫・福井の各地域における福祉ニーズに応える形で、児童・障がい・母子・高齢の施設運営、及び在宅福祉事業に取り組んでいます。

○ワンストップの総合生活相談『生活困窮者レスキュー事業』の実施

『生活困窮者レスキュー事業』は、平成16年度から三上道前理事長が中心となって創設した「大阪府社会福祉協議会老人施設部会」における社会貢献事業です。社会経済情勢の変化に伴い拡大・増加している制度の狭間の生活困窮や、複雑・多面化している家庭問題など様々な生活課題を抱える人々に対して、福祉施設の総合生活相談員（「コミュニティソーシャルワーカー」や「スマイルサポーター」）と、大阪府社会福祉協議会所属の「社会貢献支援員」が連携し、ワンストップの総合生活相談を行う事業です。行政機関をはじめ様々な機関と協働し、制度やサービスにつないで生活の安定を図るとともに、生命に関わる緊急を要する場合は食材の提供など経済的援助（現物給付）も行います。

現在は「大阪しあわせネットワーク」として、大阪府内すべての社会福祉法人による取り組みに発展しています。

ご家族や地域との関係が希薄となることも多い中、ご本人に寄り添い、自立を支援する『生活困窮者レスキュー事業』で「生きる意欲」を取り戻していただきたいと願っています。

枚方断酒会

断酒会とは、お酒に悩む人たちによる、お酒に悩む人たちのための自助組織です。例会で語り、聴くことで同じ悩みを持つ者同士の信頼が生まれます。新しい人生を創り、力強く生きていこうという自覚と自信が湧いてきます。お酒のことで悩んでいるご本人、ご家族の方、ぜひ一度「例会」に立ち寄ってみませんか？

①支部例会

枚方断酒会4支部にて、毎週火曜・水曜・金曜・土曜日に例会を行い、酒害者本人・家族・朋友断酒会・飲酒に悩んでいる方の参加にて、酒害体験を話し、聴き、仲間の方々と断酒継続、回復をするよう活動しています。

②日曜例会

毎月第3・4日曜日、酒害者本人・家族・朋友断酒会・飲酒に悩んでいる方の参加にて、酒害体験を話し、聴き、仲間の方々と断酒継続、回復をするよう活動しています。

③枚方市アルコール問題に悩む人たちの集い

毎週木曜日、枚方市保健所との共催にて、酒害で悩んでいる市民の方が集まり、酒害体験を話し、聴き、仲間の方々と断酒継続、回復をするよう活動しています。

自死遺族わかちあいの会 ふきのとうの会

自死遺族同士が想いを語りあい、わかちあいながら、お互いに支えあい、日常を取り戻すことを基本として、「自死遺族わかちあいの会」を開催しています。自死遺族とボランティアにて活動を行っています。

【わかちあいの会】

場所：ラポールひらかた

時間：14時～16時

日程：毎月第4土曜日（会場などの都合で変更することがあります）

※場所など変更することがありますので、事前にブログまたはホームページにてご確認ください。

ひらかたいのちのホットライン

眠れない、もう頑張れない、生きることがつらい…

いろいろな悩みや、誰にも言えない気持ちを安心して話せる場として活動しています。

あなたの気持ちを聴かせてください。

名前を名乗る必要はありません。

秘密は守られます。

開設：月曜・水曜・金曜 13時～20時（祝日含む・1月1日、2日除く）

電話：072-861-1234